障害者のための
福祉の手引き

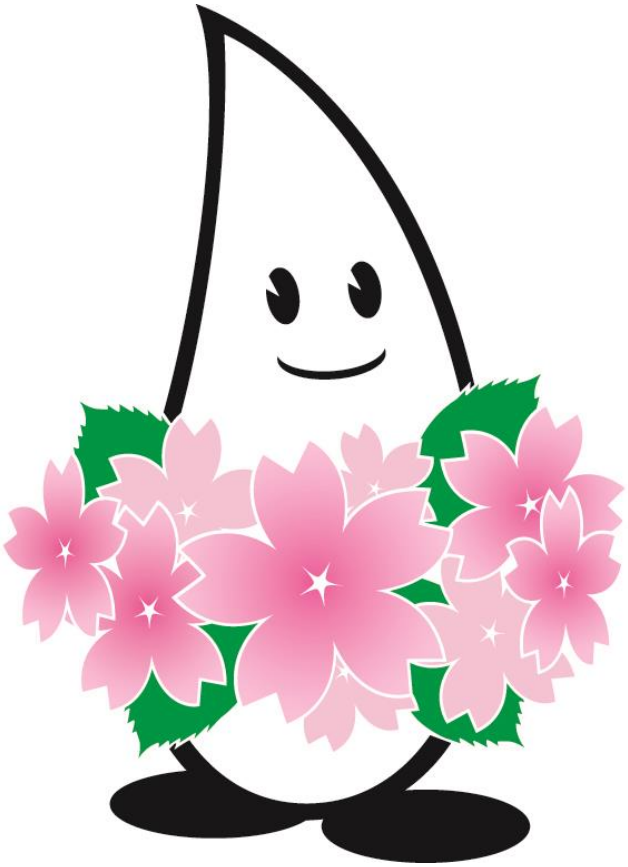

２０２５年（令和７年）４月

伊　　那　　市

利用される皆様へ

障害のある方のために、市、県、国などでは、様々な福祉施策を展開しております。この手引きは、各種福祉制度の内容を概ね令和７年４月現在でまとめてあります。**なお、内容によっては変更のある場合がありますので、各種制度の詳細はそれぞれ問い合わせ先にご確認ください。**

また、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害者手当等の対象となる障害程度は制度ごとに個別に定められており、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に記載されている等級とは異なります。これらの制度の「該当する障害程度」はあくまでも目安を表したものですのでご注意ください。

	身体障害					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚	■	■				
聴覚		■				
上肢		■	■			

視覚障害者うち、１級及び２級の方が該当することを示しています。

聴覚障害者のうち２級の一部の方が該当することを示しています。

上肢障害者のうち、２級及び３級の一部の方が該当することを示しています。

（注）「障害」の表記について

社会にある多くの障害物や障壁こそが障害者をつくり出す要因であり、これらを改善又は解消することが必要であるという考えを基本に、伊那市では「障害」の表記を漢字で統一しています。

目次

目次 3

等級別福祉制度一覧 6

1　手帳制度 9

◆身体障害者手帳の交付 9
◆療育手帳の交付 9
◆精神障害者保健福祉手帳の交付 9

2　年金・手当 10

◆障害基礎年金 10
◆障害厚生年金及び障害手当金 11
◆障害基礎年金生活者支援給付金 12
◆特別障害給付金 12
◆特別児童扶養手当 13
◆児童扶養手当の期間の延長 13
◆障害児福祉手当 14
◆特別障害者手当 14
◆伊那市重度心身障害者介護慰労金 14
◆伊那市重度心身障害福祉年金 15
◆伊那市難病患者等見舞金 15
◆心身障害者扶養共済 16
◆交通・災害遺児見舞金 16
◆自動車事故重度後遺障害者介護料 16
◆遺児等福祉金 17
◆生活福祉資金の貸付 18

3　医　　療 19

◆自立支援医療（更生医療）の給付 19
◆自立支援医療（育成医療）の給付 19
◆自立支援医療（精神通院）の給付 20
◆難病等医療費給付 20
◆指定難病要支援者証明事業（登録者証交付事業） 20
◆障害者医療費給付（福祉医療） 21
◆障害者歯科診療 21
◆ウイルス肝炎医療費給付 21
◆小児慢性特定疾病医療費給付 22

4　補装具・日常生活用具 23
◆補装具の交付･修理 23
◆日常生活用具の給付 25
5　在宅サービス 29
障害者総合支援法による障害福祉サービスについて 29
◆計画相談支援・障害児計画相談支援 29
◆地域定着支援の利用 29
◆地域移行支援の利用 30
◆訪問サービス（ホームヘルプ等）の利用 30
◆短期入所（ショートステイ）の利用 30
◆通所サービス（生活介護）の利用 30
◆移動支援事業の利用 31
◆タイムケア事業の利用 31
◆手話通訳・要約筆記者の派遣 31
◆訪問入浴サービス 32
◆在宅で理容・美容サービスを受けるには 32
◆地域活動支援センター事業の利用 32
◆紙おむつ等利用者に対する指定ごみ袋支給事業 32
◆伊那市高齢者等暮らしいきいき応援券の交付 33
6　障害児者のための施設 34
◆障害児を対象とした施設 34
◇障害児入所施設（福祉型） 34
◇障害児入所施設（医療型） 34
◆障害者を対象とした施設 34
◇障害者支援施設（施設入所支援） 34
◆障害者就労支援施設 34
◇就労移行支援（通所） 34
◇就労継続支援（通所） 34
◆グループホーム 34
7　訓練・社会的リハビリテーション 35
◆児童発達支援センター　小鳩園 35
◆ことばの教室 35
◆まなびの教室・学びの教室 35
◆巡回相談 35
◆リハビリテーション施設 35
8　住　　宅 36
◆住宅の整備・補助等 36

◇障害者にやさしい住宅改良促進事業 36
◇伊那市強度行動障害児者住宅等整備事業 36
◇市営住宅へ入居するには 37
◇県営住宅へ入居するには 38

９　税　　金 39

◆所得税・市県民税の所得控除 39
◆相続税に関する障害者控除 39
◆特定障害者に対する贈与税の非課税 39
◆所得税に関する医療費控除 40
◆利子等の非課税（障害者マル優） 40
◆消費税の非課税 40
◆事業税の非課税 40
◆自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免 41

１０　移動支援 43

◆航空旅客運賃の割引 43
◆鉄道運賃の割引 43
◆タクシー運賃の割引 44
◆ぐるっとタクシー 44
◆市街地デジタルタクシー 44
◆バス運賃の割引 45
◆移送サービス（タクシー会社等） 45
◆移送サービス（福祉有償運送団体） 45
◆身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬、聴導犬）の給付 45
◆有料道路交通料金の割引 46
◆自動車改造費の助成 47
◆自動車運転免許取得費の助成 47
◆信州パーキングパーミット（障がい者等用駐車場利用証） 47
◆駐車禁止規則の適用除外 47

１１　コミュニケーション 48

◆情報の提供 48
◇県のお知らせ（点字・ＣＤ） 48
◇市のお知らせ（点字・ＣＤ・YouTube） 48
◇伊那市社会福祉協議会のお知らせ（点字・ＣＤ） 48
◇伊那市防災アプリ・伊那市地域安心安全メール 48
◆テープ･ＣＤ、字幕・手話付ＤＶＤ、図書を借りるには 49
◇点字図書、声の図書の貸出 49
◇字幕・手話付ＤＶＤの貸出 49
◆伊那図書館のバリアフリーサービス 49

◆郵便利用金の料金免除・料金減額を受けるには 49
◇点字郵便物等の無料扱い 49
◇ゆうパック等（小包）の料金減額 50
◇青い鳥郵便葉書の無料配布 50
◆ＮＨＫ放送受信料の免除 51
◆伊那ケーブルテレビ身体障害者割引制度 51
◆携帯電話の割引サービス 52
◆ＮＴＴ関連のサービスを受けるには 53
◇無料番号案内（ふれあい案内） 53
◇ファクスによるサービス 54
◇電話お願い手帳Ｗｅｂ版・アプリ版 55
◆１１０番アプリシステム・ＦＡＸ１１０番 56
◆ＮＥＴ１１９番・ファックス１１９番・メール１１９番 57

１２　就　　労 58

◆職業訓練を受けるには 58
◇ハロートレーニング 58
〇公共職業訓練 58
〇求職者支援訓練 58
◆就職をするには 58
◇長野県無料職業紹介事業 58
◇職場適応援助者（ジョブコーチ）事業 58
◇障害者トライアル雇用事業 58

１３　スポーツ・文化 59

◆スポーツ・行事開催一覧 59
◆障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根（サンスポート駒ヶ根） 59
◆体育施設使用料の減免 59

１４　選　　挙 60

◆代理投票及び点字投票 60
◆郵便等による不在者投票（代理記載制度） 60

１５　相談・相談窓口 61

◆障害者に関わる相談 61
◇上伊那圏域障がい者総合支援センター（きらりあ） 61
◇ふれあい相談センター 61
◇障がいを理由とする差別に関する相談窓口 61
◇日常生活自立支援事業・くらしの安心サービス 61
◇成年後見制度 61
◇上伊那成年後見センター 61

◇伊那市福祉事務所 62
◇子ども相談室 62
◇諏訪児童相談所・知的障害者更生相談所 62
◇長野県立総合リハビリテーションセンター更生相談室 62
◇伊那保健福祉事務所 62
◇伊那公共職業安定所 62
◇伊那市社会福祉協議会 62
◇ろうあ者相談員 63
◇伊那市障害者虐待防止センター 63
◇民生児童委員 63

１６　主な障害者団体 64

１７　問い合わせ先 65

１８　資料・障害等級一覧 68

身体障害者障害程度等級表 68
知的障害者の障害の程度 72
精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準 74

等級別福祉制度一覧

◎…該当するもの

△…制度適用にはその他にも条件があるもの

あくまで目安ですので、詳しくはお問い合わせください。

障害名＼制度		障害基礎年金	障害厚生年金	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	伊那市重度心身障害者介護慰労金
該当頁		10	11	13	14	14	14
視覚	1	△	△	△	△	△	△
	2	△	△	△	△	△	△
	3	△	△	△			
	4						
	5						
	6						
聴覚	2	△	△	△	△	△	△
	3	△	△	△			
	4						
	6						
平衡	3						
	5						
音声言語	3						
	4						
上肢	1	△	△	△	△	△	△
	2	△	△	△	△	△	△
	3	△	△	△			
	4						
	5						
	6						
下肢	1	△	△	△	△	△	△
	2	△	△	△	△	△	△
	3	△	△	△			
	4	△	△	△			
	5						
	6						
体幹	1	△	△	△	△	△	△
	2	△	△	△	△	△	△
	3	△	△	△			
	5						
内部	1	△	△	△	△	△	△
	3						
	4						
知的障害	A1	△	△	△	△	△	△
	A2	△	△	△			
	B1	△	△	△			
	B2	△	△	△			
精神障害	1	△	△	△	△	△	△
	2	△	△	△			
	3		△				
難病等							
備考		20歳以上	20歳以上	20歳未満	20歳未満3歳以上		

障害名	制度	伊那市重度心身障害福祉年金	伊那市難病患者福祉金	心身障害者扶養共済	生活福祉資金の貸付	更生医療・育成医療の給付	自立支援医療（精神医療）の給付	障害者医療費給付（福祉医療）	補装具の交付・修理	日常生活用具の給付	高齢者等暮らしいきいき応援券の交付	障害者に優しい住宅改良促進事業	市営住宅への優先入居	県営住宅への優先入居	所得税・市県民税所得控除	所得税に関する医療費控除	自動車税・自動車取得税減免
該当頁		15	15	16	18	19	20	21	23	25	33	36	37	38	39	40	41
視覚	1	△		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△
	2	△		△	△	△	△	◎	△	△		△	△	△	◎	△	△
	3	△		△	△	△	△	◎	△	△		△	△	△	◎	△	△
	4				△	△	△		△	△			△	△	◎	△	△
	5				△	△	△		△				△		◎	△	
	6				△	△	△		△				△		◎	△	
聴覚	2	△		△	△	△	△	◎	△	△		△	△	△	◎	△	△
	3	△		△	△	△	△	◎	△	△		△	△	△	◎	△	△
	4				△	△	△		△				△	△	◎	△	
	6				△	△	△		△				△		◎	△	
平衡	3	△		△	△	△	△	◎	△	△		△	△	△	◎	△	△
	5				△	△	△		△				△		◎	△	
音声言語	3	△		△	△	△	△	◎	△	△		△	△	△	◎	△	△
	4				△	△	△		△				△	△	◎	△	
上肢	1	△		△	△	△	△	◎	△	△		△	△	△	◎	△	△
	2	△		△	△	△	△	◎	△	△		△	△	△	◎	△	△
	3	△		△	△	△	△	◎	△			△	△	△	◎	△	
	4				△	△	△		△				△	△	◎	△	
	5				△	△	△		△				△		◎	△	
	6				△	△	△		△				△		◎	△	
下肢	1	△		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△
	2	△		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△
	3	△		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△
	4				△	△	△	△	△	△	△		△	△	◎	△	△
	5				△	△	△		△	△	△		△		◎	△	△
	6				△	△	△		△	△	△		△		◎	△	△
体幹	1	△		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△
	2	△		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△
	3	△		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△
	5				△	△	△		△	△	△		△		◎	△	△
内部	1	△		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△
	3	△		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△
	4				△	△	△		△	△	△		△	△	◎	△	
知的障害	A1	△		△	△		△	◎		△	△		△	△	◎	△	△
	A2	△		△	△		△	◎		△			△	△	◎	△	△
	B1	△		△	△		△	◎					△	△	◎	△	
	B2			△	△		△	◎							◎	△	
精神障害	1	△		△	△		△	◎		△			△	△	◎	△	△
	2	△		△	△		△	◎					△	△	◎	△	
	3			△	△		△						△		◎	△	
難病等				△	△		△	△		△						△	△
備考				加入者が65歳未満													

障害名	制度	航空旅客運賃の割引	鉄道運賃の割引	タクシー運賃の割引	バス運賃の割引	有料道路交通料金の割引	自動車改造費の助成	自動車運転免許取得費の助成	駐車禁止規則の適用除外	NHK受信料の免除	ICT身体障害者割引	携帯電話の割引サービス	体育施設使用料の減免	
該当頁		43	43	44	45	46	47	47	47	51	51	52	59	
視覚	1	◎	◎	◎	◎	△			△	△	△	△	◎	
	2	◎	◎	◎	◎	△			△	△	△	△	◎	
	3	◎	◎	◎	◎	△			△	△	△	△	◎	
	4	◎	◎	◎	◎	△			△	△	△	△	◎	
	5	◎	◎	◎	◎	△				△	△	△	◎	
	6	◎	◎	◎	◎	△				△	△	△	◎	
聴覚	2	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	3	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	4	◎	◎	◎	◎	△	△	△		△	△	△	◎	
	6	◎	◎	◎	◎	△				△	△	△	◎	
平衡	3	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	5	◎	◎	◎	◎	△				△	△	△	◎	
音声言語	3	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	4	◎	◎	◎	◎	△	△	△		△	△	△	◎	
上肢	1	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	2	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	3	◎	◎	◎	◎	△	△	△		△	△	△	◎	
	4	◎	◎	◎	◎	△	△	△		△	△	△	◎	
	5	◎	◎	◎	◎	△	△	△		△	△	△	◎	
	6	◎	◎	◎	◎	△	△	△		△	△	△	◎	
下肢	1	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	2	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	3	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	4	◎	◎	◎	◎	△	△		△	△	△	△	◎	
	5	◎	◎	◎	◎	△	△			△	△	△	◎	
	6	◎	◎	◎	◎	△	△			△	△	△	◎	
体幹	1	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	2	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	3	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	5	◎	◎	◎	◎	△	△			△	△	△	◎	
内部	1	◎	◎	◎	◎	△			△	△	△	△	◎	
	3	◎	◎	◎	◎	△			△	△	△	△	◎	
	4	◎	◎	◎	◎	△				△	△	△	◎	
知的障害	A1	◎	◎	◎	◎	△			△	△	△	△	◎	
	A2	◎	◎	◎	◎	△			△	△	△	△	◎	
	B1	◎	◎	◎	◎					△	△	△	◎	
	B2	◎	◎	◎	◎					△	△	△	◎	
精神障害	1	◎	◎		△				△	△	△	△	◎	
	2	◎	◎		△					△		△	◎	
	3	◎	◎		△					△		△	◎	
難病等												△	△	
備考														

１　手帳制度

◆身体障害者手帳の交付

内　　容	身体障害者手帳は、身体に障害のある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。 なお、身体障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）などの交通機関を割引で利用できます。 手帳は、障害の程度によって１級から６級までに区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能及びそしゃく機能の障害者、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に永続的に障害がある方
変更等	住所、氏名等が変わったときは、手帳を持参して届出をしてください。 手帳紛失時や障害の程度が変わったとき等は、ご相談ください。
申請方法	交付申請書、指定医師による診断書、写真（縦４㎝×横３㎝正面脱帽）を問い合わせ先に提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆療育手帳の交付

内　　容	療育手帳は、知的障害のある方が福祉的支援を受けやすくするための手帳です。 なお、知的障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）などの交通機関を割引で利用できます。 障害の程度によって、Ａ１・Ａ２・Ｂ１・Ｂ２に区分されます。
交付対象	○知的機能に制約があり、そのために社会生活や適応行動にも一定の制約がある児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された方。 ○制約が 18 歳未満までに生じていること。
申請方法	写真（縦４㎝×横３㎝）、交付申請書、医師の診断書・意見書等（２歳未満及び 18 歳以上のみ必要）を問い合わせ先に提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆精神障害者保健福祉手帳の交付

内　　容	精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定する手帳です。自立と社会参加の促進を図るため、様々な支援策が講じられています。有効期限は２年間で、更新することができます。 障害の程度によって、１級、２級、３級に区分されます。
交付対象	精神疾患を有する方（知的障害者を除く。）のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
申請方法	申請書、医師の診断書又は精神障害を支給事由とした年金証書の写し、写真（縦４㎝×横３㎝）を問い合わせ先に提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内）2315、2316

2　年金･手当

◆障害基礎年金

<table>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="3">病気やケガのため、日常生活が著しく制限をうける状態となったときにうけられます。
なお、障害基礎年金の対象となる病気やケガには、目、耳、言語、手足の障害はもちろん、内科の病気、精神関係の病気なども含まれます。</td></tr>
<tr><td>要　　件</td><td colspan="3">次の要件をすべて満たす方に支給されます。
（１）国民年金に加入中、または 20 歳前、もしくは 60 歳以上 65 歳未満で日本に居住している間に初診日があること
（２）障害の状態が、障害認定日または 20 歳に達したときに、障害等級に定める１級または２級に該当していること
＊障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。
（３）初診日の前日において、次のいずれかの納付要件を満たしていること
①初診日のある月の前々月までの保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の３分の２以上あること
②初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近１年間に保険料の未納がないこと（ただし初診日が令和８年４月１日前にあること）
＊ 20 歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

初診日
障害の原因となったケガや病気で初めて医師･歯科医師にかかった日

障害認定日
初診日から1年6ヵ月経った日、1年6ヵ月以内に症状が固定した場合はその日</td></tr>
<tr><td rowspan="7">年　金　額</td><td colspan="2">区　分</td><td>年額(令和７年度)</td></tr>
<tr><td colspan="2">１級</td><td>～S31.4.1 生　1,036,625 円
S31.4.2 生～　1,039,625 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">２級</td><td>～S31.4.1 生　829,300 円
S31.4.2 生～　831,700 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">加　算　額</td><td>２人目の子まで</td><td>１人につき　239,300 円</td></tr>
<tr><td>３人目以降の子</td><td>１人につき　79,800 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">子の条件について
・18 歳になった後の最初の３月 31 日までの子
・20 歳未満で障害等級１級・２級の障害の状態にある子</td></tr>
<tr><td>支 給 制 限</td><td colspan="3">・初診日が 20 歳未満であるときの障害基礎年金の場合、本人に一定の額を超える所得があるときは停止される場合があります。
・障害年金以外の公的年金を受給できるときは、支給が停止される場合があります。</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td colspan="3">健康推進課　国民年金係　電話：0265-78-4111（内線）2226、2227
日本年金機構　伊那年金事務所　電話：0265-76-2301</td></tr>
</table>

◆障害厚生年金及び障害手当金

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>厚生年金に加入中に初診日がある病気やケガで、障害等級１級または２級に該当する状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして支給されます。また、２級に該当しない軽い程度の障害のときは、３級の障害厚生年金が支給されます。
なお、初診日から５年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金の受給要件よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）が支給されます。</td></tr>
<tr><td>要　　件</td><td>次の要件をすべて満たす方に支給されます。
（１）厚生年金加入中に初診日があること
（２）障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める１級から３級のいずれかに該当する状態にあること
＊障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。
（３）初診日の前日において、次のいずれかの納付要件を満たしていること
①初診日のある月の前々月までの保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の３分の２以上あること
②初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近１年間に保険料の未納がないこと（ただし初診日が令和８年４月１日前にあること）</td></tr>
<tr><td>年　金　額</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>障　害　厚　生　年　金　額(令和７年度)</td></tr>
<tr><td>１　級</td><td>(報酬比例の年金額)×1.25+（配偶者加給年金額 239,300 円）</td></tr>
<tr><td>２　級</td><td>(報酬比例の年金額)　+（配偶者加給年金額 239,300 円）</td></tr>
<tr><td>３　級</td><td>～S31.4.1 生
(報酬比例の年金額) 622,000 円に満たないときは 622,300 円
S31.4.2 生～
(報酬比例の年金額) 622,000 円に満たないときは 623,800 円
３級障害の場合は、障害基礎年金が支給されない。</td></tr>
<tr><td>障　害
手当金</td><td>(報酬比例の年金額)×２を一時金として支給
～S31.4.1 生
1,244,000 円に満たないときは 1,244,000 円
S31.4.2 生～
1,247,000 円に満たないときは 1,247,000 円
障害基礎年金は支給されない。</td></tr>
</table>
被保険者期間の月数が 300 月に満たない時は、300 月とする。</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>日本年金機構　伊那年金事務所　電話：0265-76-2301</td></tr>
</table>

◆障害基礎年金生活者支援給付金

要　　件	次の要件をすべて満たす方に支給されます。 （１）障害基礎年金を受けている （２）前年の所得※1が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※2」以下である ※1 所得には障害年金等の非課税収入は含まれません。 ※2 扶養親族の年齢等により金額が変わります。
給　付　額	障害等級１級　：　6,813円（月額） 障害等級２級　：　5,450円（月額）
問い合わせ先	健康推進課　国民年金係　電話：0265-78-4111（内線）2226、2227 日本年金機構　伊那年金事務所　電話：0265-76-2301

◆特別障害給付金

内　　容	支給対象者は国民年金の任意加入対象とされていた方で、 １　昭和６１年３月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）されていた方の配偶者 ２　平成３年３月以前の学生 であって、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在障害基礎年金１級・２級相当の状態で、障害年金を受給することができない方（ただし 65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した方に限る。） 年金額（月額）　令和７年度 障害基礎年金１級相当に該当する方：月額５６，８５０円 障害基礎年金２級相当に該当する方：月額４５，４８０円 （ただし所得が一定額以上である場合は制限があります。）
問い合わせ先	健康推進課　国民年金係　電話：0265-78-4111（内線）2226、2227 日本年金機構　伊那年金事務所　電話：0265-76-2301

◆特別児童扶養手当

内　　容	重度もしくは中度の身体障害（内部疾患を含む）又は、精神障害がある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。
手　当　額	１級　障害児１人につき　月額　５６，８００円（令和７年４月改定） ２級　障害児１人につき　月額　３７，８３０円（令和７年４月改定）
障害程度	障害の程度はおおむね次のとおり。

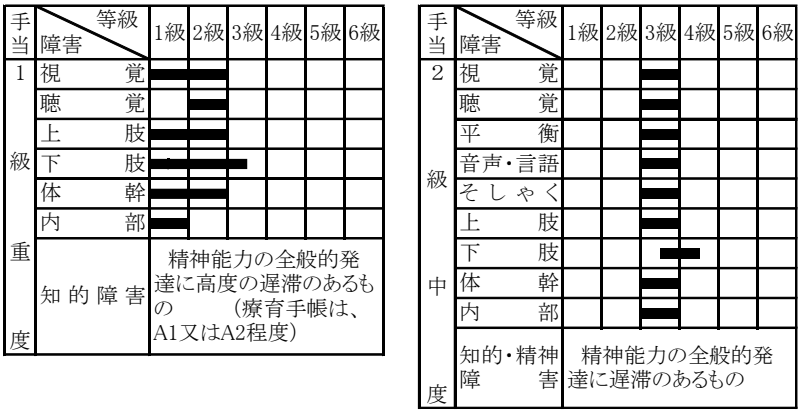

申請方法	指定の診断書により審査します。その他、必要な書類がありますので、事前にお問い合わせください。
支給制限	・所得が一定額を超える場合 ・児童福祉施設等に入所している場合
問い合わせ先	子育てサポート課　こども相談係　電話：0265-72-0999

◆児童扶養手当の期間の延長

内　　容	児童扶養手当の受給者で、支給対象児に障害がある場合は、支給期間を20歳未満まで延長することができます。
要　　件	・児童が身体障害者手帳の等級が概ね３級以上の方 ・療育手帳のＡ判定（Ａ１、Ａ２）に該当する方 ・特別児童扶養手当支給対象児　　等
申請方法	診断書が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。
対象外者	児童が児童福祉施設に入所している場合
手　当　額	第１子　　月額４６，６９０円～１１，０１０円 第２子以降１人につき　　月額１１，０３０円～　５，５２０円 （令和７年４月改定） （所得制限があり所得に応じて決まりますが、一定額を超える場合は支給停止になります。）
問い合わせ先	子育てサポート課　こども相談係　電話：0265-72-0999

◆障害児福祉手当

内　　容	日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障害児（20 歳未満）に支給されます。
手　当　額	月額１６，１００円［令和７年４月改正］（５・８・１１・２月支給）
申 請 方 法	診断書により審査を行います。 提出していただく書類がありますので、事前に社会福祉課にお問い合わせください。
支 給 制 限	・所得が一定額を超える場合 ・児童が福祉施設に入所している場合
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆特別障害者手当

内　　容	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者（20 歳以上であって障害を重複して有する方）に支給されます。
手　当　額	月額２９，５９０円［令和７年４月改正］（５・８・１１・２月支給）
申 請 方 法	診断書により審査を行います。 提出していただく書類がありますので、事前に社会福祉課にお問い合わせください。
支 給 制 限	・所得が一定額を超える場合 ・施設に入所している場合 ・病院等に継続して３か月以上入院している場合
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆伊那市重度心身障害者介護慰労金

内　　容	65 歳未満の在宅重度障害児者を介護している方に、介護慰労金を支給し、介護者の労をねぎらい福祉の増進を図ります。
対　象　者	◆伊那市内に住所を有し、次に掲げる方を 11 月１日前１年間で３か月以上同居し介護する方 ・障害児福祉手当又は特別障害者手当を受給している方 ・日常生活で常時直接的な介護を必要とする方 ・高齢者介護慰労金*の支給を受けていない方 ・市税及び分担金、使用料その他の歳入に滞納がない方
支 給 金 額	年額１００，０００円（年１回）
申 請 方 法	申請時に介護の状態について調査を行います。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

＊高齢者介護慰労金・・・在宅の要介護３から５までの高齢者を介護している介護者に慰労金を支給します。

◆伊那市重度心身障害福祉年金

<table>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="3">福祉の増進を図るために、重度の障害児者に重度心身障害福祉年金を支給します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">対　象　者</td><td colspan="3">毎年 11 月１日現在で、前６か月以上伊那市に生活の本拠を有する方であって、次の障害程度の方</td></tr>
<tr><td>区別</td><td>支給額</td><td>障害程度</td></tr>
<tr><td>第１種障害者</td><td>年額
６０，０００円</td><td>・身体障害者手帳１、２級
・療育手帳Ａ１
・精神障害者保健福祉手帳１級
※上記のいずれかで、日常生活において常時直接的な介助が必要な方</td></tr>
<tr><td>第２種障害者</td><td>年額
１７，０００円</td><td>・身体障害者手帳１級
・療育手帳Ａ１、Ａ２
・精神障害者保健福祉手帳１級</td></tr>
<tr><td>第３種障害者</td><td>年額
１１，０００円</td><td>・身体障害者手帳２、３級
・療育手帳Ｂ１
・精神障害者保健福祉手帳２級</td></tr>
<tr><td>対　象　外</td><td colspan="3">・公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金、障害基礎年金等）を受給している方
・障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当を受給している方
・福祉施設に入所している方
・市民税が課税されている方</td></tr>
<tr><td>申請方法</td><td colspan="3">申請書を社会福祉課障害者係に申請してください。</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td colspan="3">社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316</td></tr>
</table>

◆伊那市難病患者等見舞金

内　　容	原因不明で治療方法が確立されていない難病患者及び人工透析患者に対し、見舞金を支給します。
対　象　者	基準日（毎年 10 月１日）に伊那市に引き続き６か月以上住所及び生活の本拠を有し、次のいずれかに該当する方 （１）難病患者（長野県から次のいずれかの医療受給者証の交付を受けている方） 〔特定医療費（指定難病）等受給者証、特定疾患医療受給者証、特定疾病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証〕 （２）人工透析を受けている方
支　給　額	年額１０，０００円　（支給時期 11 月末日）
申請方法	必要な書類など事前にお問い合わせのうえ、健康推進課へ申請してください。
問い合わせ先	健康推進課　予防係　電話：0265-78-4111（内線）2331、2332

◆心身障害者扶養共済

内　　容	心身障害者を扶養している方が毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡あるいは著しい障害を有する状態となったとき、扶養されていた心身障害者に年金を支給するものです。１人の心身障害者につき２口まで加入できます。
加入対象者	心身障害者（身体障害者１級から３級、知的障害者及び精神障害者等）を扶養している保護者（父母、配偶者など）で次のすべての要件を満たしている方 ① 県内に住所があること ② 毎年４月１日における年齢が 65 歳未満であること ③ 特別な疾病又は障害のない健康状態であること
掛　　金 （月額）	加入時の年度の４月１日時点の年齢に応じて決まります。 35 歳未満の方　9,300 円 35 歳以上 40 歳未満の方　11,400 円 40 歳以上 45 歳未満の方　14,300 円 45 歳以上 50 歳未満の方　17,300 円 50 歳以上 55 歳未満の方　18,800 円 55 歳以上 60 歳未満の方　20,700 円 60 歳以上 65 歳未満の方　23,300 円 掛金が減額や免除になる場合があります。
年金等の給付	① 加入者が死亡又は著しい障害を有する状態となったとき、加入者が扶養していた心身障害者に月額１口 20,000 円の年金を支給します。 ② 加入期間が１年以上で障害者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して加入期間に応じて１口 50,000 円～250,000 円の弔慰金（一時金）を支給します。 ③ ５年以上加入した後この制度を脱退したときは、加入期間に応じて１口 75,000 円～250,000 円の脱退一時金を支給します。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆交通･災害遺児見舞金

内　　容	県内に住所を有し、満 18 歳に達した日以後最初の３月 31 日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡もしくは重度の障害者となった児童に支給されます。
手当額	一人あたり　見舞金１５０，０００円
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会　地域福祉係　電話：0265-73-2544

◆自動車事故重度後遺障害者介護料

内　　容	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に支給されます。
問い合わせ先	自動車事故対策機構　長野支所　電話：026-480-0521

◆遺児等福祉金

内　　容	両親又は両親のどちらか一方が死亡又は障害基礎年金１級受給者となった 18 歳未満の遺児等の福祉の推進を図るため、福祉金を支給します。
対　象　者	父または母もしくは現に父母の代わりに監護する方が、死亡または障害基礎年金１級受給者となった 18 歳に満たない児童を養育する保護者で、２月１日以前から引き続き伊那市に住所及び生活の本拠がある方
手　当　額	遺児等１人につき年額２４，０００円を８月に支給します。
問い合わせ先	子育てサポート課　こども相談係　電話：0265-72-0999

◆生活福祉資金の貸付

障害者世帯に対し日常生活を送る上で、また自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用として下記の福祉費の貸付があります。

種類	貸付要件等	貸付限度額	償還期間（据置後）
①生業費	生業を営むために必要な経費	４６０万円	２０年
②技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得期間 ６月程度　１３０万円 １年程度　２２０万円 ２年程度　４００万円 ３年程度　５８０万円	８年
③技能習得支度費	就職､技能習得等の支度に必要な経費	５０万円	３年
④住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅の譲り受け経費	２５０万円	７年
⑤住居転宅費・整備費	住居の移転等、給排水設備等の経費	５０万円	３年
⑥福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	１７０万円	８年
⑦自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	２５０万円	８年
⑧療養費	負傷・疾病の療養費（移送経費等付随経費含む）及び療養期間中の生計費	療養期間 １年未満　１７０万円 １年６ヶ月未満 ２３０万円	５年
⑨福祉サービス費	介護・障害者サービス等の経費（介護保険料を含む）及び期間中の生計費	福祉サービス期間 １年未満　１７０万円 １年６ヶ月未満 ２３０万円	５年
⑩災害援護費	被災時に臨時に必要な経費	１５０万円	７年
⑪冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	５０万円	３年
⑫その他臨時経費	燃料費、修学旅行、帰省費、年金掛金	５０万円	３年
⑬緊急小口資金	緊急､一時的な生計維持のために必要な経費	１０万円	１年
○据置期間は、貸付日から６ヶ月以内（分割送金の場合は最終貸付日から６ヶ月以内）です。 ○連帯保証人は原則必要（ただし、連帯保証人無しでも貸付可）です。 ○貸付利子は、連帯保証人がありの場合は無利子、無しの場合は（据置期間経過後）年 1.5%です。 ○緊急小口資金は、据置期間貸付日から２ヶ月以内、連帯保証人は不要です。			
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会　生活相談係 電話：0265-72-8186　　月～金　8：30～17：15		

3　医　　療

◆自立支援医療（更生医療）の給付

<table>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="3">身体障害者手帳に記載されている障害原因と因果関係があり、その障害の除去又は軽減が見込まれる医療が対象となります。医療は指定自立支援医療機関で行われるものに限ります。対象の医療費について、医療保険各法で負担される部分を除いた分を公費負担します。自己負担は、原則として医療費の１割です。所得制限があり、世帯の所得に応じて、月額上限負担額が設定されています。
<u>医療実施前に申請する必要があります。（心臓機能障害について一部特例有り）</u></td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td colspan="3">身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方</td></tr>
<tr><td rowspan="8">対象となる医療の例</td><td colspan="2">(1)肢体不自由</td><td>関節置換術、関節形成術、骨切り術など</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(2)内部障害</td><td>腎臓</td><td>人工透析療法、腹膜透析（ＣＡＰＤ）、シャント作成術、腎臓移植術、腎臓移植術後の抗免疫療法</td></tr>
<tr><td>心臓</td><td>ペースメーカー植え込み術、弁置換術、埋込み型除細動器移植術、冠動脈バイパス術、心臓移植術、心臓移植術後の抗免疫療法など</td></tr>
<tr><td>肝臓</td><td>肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法</td></tr>
<tr><td>小腸</td><td>中心静脈栄養法など</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3)音声・言語
そしゃく機能障害</td><td>顎骨形成術、口蓋裂形成術、歯科矯正など</td></tr>
<tr><td colspan="2">(4)視覚障害</td><td>角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5)聴覚障害</td><td>人工内耳埋込み術、鼓室形成術、穿孔閉鎖術など</td></tr>
<tr><td colspan="2">(6)免疫機能障害</td><td>抗 HIV 療法、免疫調整療法など</td></tr>
<tr><td>手　　続</td><td colspan="3">自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書、医師意見書、医療保険証、障害年金受給者は年金証書と年金振込み通知を持って問い合わせ先に申請してください。</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td colspan="3">社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316</td></tr>
</table>

◆自立支援医療（育成医療）の給付

内　　容	障害の除去又は軽減が確実に見込まれる医療が対象となります。医療は指定自立支援医療機関で行われるものに限ります。対象の医療費について、医療保険各法で負担される部分を除いた分を公費負担します。自己負担は、原則として医療費の１割です。所得制限があり、世帯の所得に応じて、月額上限負担額が設定されています。 <u>医療実施前に申請する必要があります。（心臓機能障害について一部特例有り）</u>
対　象　者	18 歳未満の方
対象となる医療の例	上記「自立支援医療（更生医療）の給付」をご覧ください。 その他内部障害で手術を行うものも対象になる場合があります。
手　　続	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書、医師意見書、医療保険証を持って問い合わせ先に申請してください。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆自立支援医療（精神通院）の給付

内　　容	通院医療（精神通院）に要する費用のうち、医療保険各法で負担される部分を除いた分を公費負担します。自己負担は、原則として医療費の１割です。世帯の所得に応じて、月額上限負担額が設定されています。
利用できる方	病院又は診療所に通院し、精神障害の医療を受けている方
手　　続	自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書、診断書（２年に１回）、医療保険証、障害年金受給者は年金証書と年金振込み通知を持って問い合わせ先に申請してください。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆難病等医療費給付

内　　容	指定難病の患者の保険医療費の自己負担分の一部を公費負担します。 ※対象疾病など詳しくは、お問い合わせください。
手　　続	特定医療費（指定難病）支給認定申請書、同意書、臨床調査個人票、世帯全員の住民票の写し、患者本人等の保険証の写し、市町村民税の課税額が確認できる書類、個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類等が必要です。 ※詳細はお問い合わせ下さい。
問い合わせ先	伊那保健福祉事務所　健康づくり支援課　電話：0265-76-6836

◆指定難病要支援者証明事業（登録者証交付事業）

内　　容	指定難病にかかっている方（特定医療費（指定難病）の申請において、診断基準を満たすが重症度を満たさず不認定になった方も含む）に対し、指定難病にかかっている事実を証明するための「登録者証」を交付します。 「登録者証」は、医療費助成障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等で指定難病患者であることを証明する際に利用することができますが、医療費の助成はありません。
手　　続	登録者証（指定難病）申請書、①②③のいずれか１つ①特定医療費（指定難病）の不認定通知②臨床調査個人票③特定医療費（指定難病）受給者証、患者の住所が確認できる書類、患者のマイナンバー確認にかかる書類、申請者の身元確認書類が必要です。 ※詳細はお問い合わせ下さい。
問い合わせ先	伊那保健福祉事務所　健康づくり支援課　電話：0265-76-6836

◆障害者医療費給付（福祉医療）

内　　容	重度の心身障害者が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。償還払。概ね２，３か月後に支給されます。ただし、受給者負担金が１レセプト当たり 500 円差し引かれます。 （18 歳未満の障害児の医療費は無料）
対　象　者	・身体障害者手帳の等級が３級以上の方（65 歳以上は下肢４級の一部を含む） ・療育手帳を所持する方 ・国民年金法施行令別表に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳２級以上の方 ※所得制限あり
手　　続	障害者手帳や障害年金証書、健康保険証、金融機関口座番号のわかるものを持参し、申請してください。
問い合わせ先	健康推進課　国保医療係　電話：0265-78-4111（内線）2341～2344

◆障害者歯科診療

内　　容	重度障害者のため、県内の４病院に障害者用歯科医療機器が整備されています。 東信　浅間総合病院 北信　長野赤十字病院 中信　松本歯科大学病院 南信　昭和伊南総合病院 電話：0265-82-2121 また、「障害者歯科治療相談医制度」により、身近で相談や診療が受けられます。 ※障害者歯科治療相談医制度 歯科医院に出向けない場合には、自宅で治療が受けられます。かかりつけの歯科医院等に相談して下さい
問い合わせ先	県歯科口腔保健推進センター　電話：026-235-7112 県歯科医師会　電話：026-222-8020 上伊那歯科医師会　電話：0265-72-3834 各病院

◆ウイルス肝炎医療費給付

内　　容	Ｂ型及びＣ型ウイルス肝炎の患者の保険医療費（入院費、外来は抗ウイルス療法に限り対象）の自己負担分の一部を公費負担します。
手　　続	ウイルス肝炎医療費受給者証交付申請書、臨床個人票又はインターフェロンフリー治療用診断書（検査結果の写しを添付）、世帯全員の住民票の写し、患者本人の保険証の写し、市町村民税の課税額が確認できる書類、生計中心者の所得が確認できる書類が必要です。 ※詳細はお問い合わせください。
問い合わせ先	伊那保健福祉事務所　健康づくり支援課　電話：0265-76-6836

◆小児慢性特定疾病医療費給付

内　　容	18 歳未満（20 歳まで更新可能）の児童の指定されている特定疾病の保険医療費の自己負担分の一部を公費負担します。 ※対象疾病など詳しくはお問い合わせください。
手　　続	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書、同意書（３種類）、医療意見書、世帯全員の住民票の写し、支給認定基準世帯員の保険証の写し、市町村民税の課税額が確認できる書類、個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類等が必要です。 ※詳細はお問い合わせ下さい。
問い合わせ先	伊那保健福祉事務所　健康づくり支援課　電話：0265-76-6836

4　補装具・日常生活用具

◆補装具の交付･修理

内　　容	補装具は、身体障害児者及び難病患者等の失われた身体部位や損なわれた身体機能を代償、補完する用具で、身体に装着（装用）して用います。身体障害児者へ、**身体障害者手帳に認定された障害の内容や程度**によって、購入や修理の費用を支給します。**自己負担は原則１割**（支給額に上限あり）です。 **購入（製作）前に申請が必要です。** ※治療段階で処方される「治療用装具」は、医療保険で対応します。

障害区分＼給付内容	補装具の種類・対象者（認定された障害に対応する）		耐用年数等（修理不能となる予想年数で再支給時期の目安とします。）	
肢体不自由児者	義　　肢	失われた手足の代わりに用いる用具	義手・義足　１～５年	
	装　　具	肢体の麻痺の補完や変形の矯正、不随意運動の固定や制限に使用	上肢・下肢・体幹・靴型　１～３年	
	姿勢保持装置	長時間又は自力で座位保持できない方に対し、安定した座位を可能とするために用いる	３年	
	車　椅　子	歩行障害があって義肢・装具等の他の補装具によっても移動困難な方	６年 (医学的所見により呼吸器または心臓機能障害者も対象となる。電動車いすも同じ)	
	電動車椅子	重度の歩行困難者で電動車いすによらなければ歩行機能を代償できない方	６年 電動リフト（高さ調整機能付）付、モジュラー(サイズ調整式)、レバー駆動型含む	
	歩　行　器	杖だけでは、重心が不安定な方の歩行を補助	５年	
	歩行補助つえ	身体障害者：比較的軽度で杖使用で歩行機能が補完される方 身体障害児：体幹機能障害を有し、多点杖により歩行可能な児童	松葉づえ（木材２年、軽金属４年）	Ｔ字型つえ・一脚バランスステッキは日常生活用具
			カナディアン・クラッチ４年	
			ロフストランド・クラッチ４年	
			多脚杖　４年	
			プラットホーム杖　４年	
	重度障害者意思伝達装置	コミュニケーション手段として必要な児者	５年	
視覚障害児者	視覚障害者安全つえ	体重を支える目的ではなく視覚障害者の移動に使用するもの	普通用	グラスファイバー・木材　２年
				軽金属　５年
			携帯用	グラスファイバー・木材　２年
				軽金属　４年
			身体支持併用　４年	
	義　　眼	眼球摘出した場合等視覚回復機能はない	２年	
	眼　　鏡	屈折異常や弱視を補完したり眼球保護のため	４年	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡

4　補装具・日常生活用具

給付内容 障害区分	補装具の種類・対象者 （認定された障害に対応する）		耐用年数等 （修理不能となる予想年数で再支給時期の目安とします。）	
聴覚障害児者	補聴器	耳に装着し音を増幅する	５年	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式
身体障害児のみ（18 歳未満）	車載用姿勢保持装置	長時間または自力で座位を保てない体幹機能障害等の児童	３年	
	起立保持具	立位が困難な体幹機能障害等の児童	３年	
	排便補助具	パッドや背もたれ、肘掛を有して座位排便を容易にする。木材で作成したもの	２年	
手続	**購入（製作）前に申請してください。** 申請には、身体障害者手帳、医師意見書、見積書、その他必要な書類がありますので、事前にお問い合わせください。難病患者等の場合は、特定疾患医療受給者証または診断書が必要です。 支給決定は、更生相談室等の意見をもとに行います。 支給決定後、補装具支給券を送付します。支給券を委託先業者に提出し、購入または修理してください。			
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316 （介護保険対象者…社会福祉課　介護保険係）			

＊介護保険法等他法との関係(1)

介護保険対象者は保険給付対象である福祉用具については介護保険制度が優先されます。

- 車いす(自走用標準型、介護用標準型)
- 電動車いす
- 歩行器　・歩行補助つえ　　など

その他、社会福祉課にて車いす、ベッド等の貸出し制度がありますのでお問い合わせください。

また、労働者災害保険法、戦傷病者特別援護法が優先されます。

＊介護保険との関係(2)

補装具として給付可能な場合（車いす）

・既製品での対応が困難な場合

↓

介護支援専門員と相談

① 身体的状況から、医学的判断対応が適当と考えられる場合

② オーダーメイドにより製作しなければならないと判断される場合

◆日常生活用具の給付

内　　容	在宅の重度身体障害児者、重度の知的障害児者及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため、次の用具の購入費が給付されます。 **購入前に申請が必要です。** **自己負担は原則１割です。（住民税非課税の世帯は自己負担なし、上限単価を超過した部分は自己負担です。）**

◎　…児･者共通、○…者のみ、□…児のみ、＊…介護保険共通品目

給付内容／障害区分	該当する等級 1	2	3	4	品　名	耐年	上限単価	要　件
視覚障害	◎	◎			視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	85,000	児童は学齢児以上
					歩行時間延長信号機用小型送信機	10	7,000	
	○	○			盲人用時計(触読)	10	9,000	音声時計は、手指の触感に障害があるため触読式の使用が困難な方を原則とする
					盲人用時計(音声)		13,300	
	◎	◎			活字文書読上げ装置	6	99,800	児童は学齢児以上
	○	○			電磁調理器	6	41,000	盲人のみの世帯及びこれに準する世帯
					盲人用体重計	5	18,000	
	◎	◎			盲人用体温計（音声）	5	9,000	盲人のみの世帯及びこれに準する世帯(児童の場合は学齢児以上)
	◎	◎			点字ﾀｲﾌﾟﾗｲﾀｰ	5	63,100	就学、就労しているか、又は就労が見込まれる方
	等級制限なし				点字図書	―	一般図書との差額	主に情報の入手を点字によっている児者
	等級制限なし				視覚障害者用拡大読書器	8	198,000	拡大読書器により文字等を読むことが可能となる児者(児童の場合は学齢児以上)
					点字器標準型真鍮版	7	10,000	
					点字器標準型プラスチック		6,000	
					点字器携帯用アルミニウム	5	7,000	
					点字器携帯用プラスチック		1,600	
	◎	◎			点字ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ	6	383,500	コミュニケーション手段として必要と認められる児者
上肢機能障害又は視覚障害	○	○			情報・通信支援用具	5	100,000	上肢機能障害者又は視覚障害者
聴覚障害		○			聴覚障害者用屋内信号装置	10	87,400	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯(児童の場合は学齢児以上)
	等級制限なし				聴覚障害者用情報受信装置	6	88,900	聴覚障害児者のうち本装置によりテレビの視聴が可能になる方
					人工内耳音声信号処理装置	5	200,000	聴覚障害で人工内耳埋込術を受け、現在装用している装置が５年以上経過している児者（両耳装用の場合は２個まで支給できるものとする。）
					人工内耳用イヤモールド	1	9,000	
聴覚障害又は音声言語機能障害	等級制限なし				聴覚障害者通信装置	5	71,000	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する方で、ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ・緊急連絡の手段として必要と認められた方(児童の場合は学齢児以上)
音声言語機能障害	等級制限なし				人工喉頭笛式(気管ｶﾆｭｰﾚ)	4	5,000	コミュニケーション手段として必要な方
					人工喉頭電動式(電池、充電器)	5	70,000	

障害区分＼給付内容	該当する等級 1	2	3	4	品　名	耐年	上限単価	要　件
音声言語障害又は肢体不自由	等級制限なし				携帯用会話補助装置	5	98,800	発声・発語に著しい障害を有する児者(児童の場合は学齢児以上)
下肢・体幹機能障害	◎	◎			＊特殊寝台	8	154,000	児童の場合は学齢児以上 (移動用リフトは３歳児以上) 児童の訓練用ベッドは 159,200 円)
					＊便器 手すり(児は必須)	8	4,450 5,400	
					＊移動用リフト	4	159,000	
	□	□			訓練いす	5	33,100	原則として３歳児以上
	◎	◎			入浴担架	5	82,400	入浴にあたって家族等他人の介助を必要とする児者(児童の場合は３歳児以上)
	◎	◎			＊体位変換器	5	15,000	下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する方(児童の場合は３歳児以上)
	◎	◎	◎		＊居宅生活動作補助用具	1回	200,000	児童の場合は学齢以上（特殊便器への取り替えの場合は上肢２級以上)
	◎	□			＊特殊マット	5	19,600	常時介護を要する児者 （児童は２級以上で３歳児以上)
	◎				＊特殊尿器	5	67,000	常時介護を要する児者 （児童の場合は学齢児以上)
	◎	◎			座位保持用いす	3	45,000	原則として３歳児以上
	等級制限なし				＊入浴補助用具	5	90,000	入浴に介助を要する児者 （児童の場合は３歳児以上)
下肢・体幹・平衡機能障害	◎	◎	◎		＊移動・移乗支援用具	8	60,000	家庭内の移動において介助を必要とする児者（児童の場合は３歳児以上)
	◎	◎	◎	◎	木製Ｔ字状つえ	1	2,000	平行機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害者で支えの必要な方
					金属製Ｔ字状つえ	1	3,000	
上肢機能障害	◎	◎			特殊便器	5	151,200	児童は学齢児以上
体幹機能障害	◎	◎	◎		収尿器男子用普通型	1	7,700	脊髄損傷等による排尿機能障害（特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする方
					収尿器男子用簡易型		5,700	
					収尿器女子用普通型		8,500	
					収尿器女子用簡易型		5,900	
腎臓機能障害	◎		◎		透析液加温器	5	51,500	（CAPD）による透析療法を行う児者（児童の場合は３歳児以上）自己連続携行式腹膜濯流法
呼吸器機能障害	◎		◎		ネブライザー	5	36,000	吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るために必要と認められる児者
					電気式たん吸引器	5	56,400	痰による呼吸困難を和らげるために必要と認められる児者
					足踏み式・手動式たん吸引器	5	12,000	
	◎		◎		医療機器用自家発電機 外部バッテリー（蓄電池等)	6	80,000	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している児者
	○		○		酸素ボンベ運搬車	10	17,000	医療保険における在宅酸素療法の対象者
	◎		◎		酸素飽和測定装置	5	70,000	

給付内容 障害区分	該当する等級				品　名	耐年	上限単価	要　件
	1	2	3	4				
ぼうこう・直腸機能障害	◎		◎	◎	ストマ用装具（蓄便袋）		8,600	高度の排便機能障害を有する児者
	◎		◎	◎	ストマ用装具（蓄尿袋）		11,300	高度の排尿機能障害を有する児者
ぼうこう又は直腸機能障害・脳原性運動機能障害	◎	◎	◎	◎	紙おむつ		12,000	特例的にストマ用装具に代えて支給。ストマが装着できないぼうこう又は直腸機能障害児者。脳原性運動機能障害（概 3 歳未満に発現した方に限る）かつ排尿又は排便の意思表示が困難な児者
下肢・体幹機能障害	◎	◎			紙おむつ		12,000	その障害により、常に紙おむつの着用が必要な児者（リハビリ等一時的な着用は除き、着用の必要性を医師の意見書等で確認します） （児童の場合は４歳児以上）

給付内容 障害区分	該当する等級 1	2	3	4	品　名	耐年	上限単価	要　件
共通	◎	◎			火災警報器	8	15,500	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯及びこれに準する世帯
					自動消火器	8	28,700	
	等級制限なし				頭部保護帽Ａ	3	15,200	転倒等により頭部を強打する恐れのある方。（Ａスポンジ、皮製・Ｂスポンジ、革、プラスチック製、その他）
					頭部保護帽Ｂ		36,750	
					頭部保護帽Ｃ		12,160	
知的障害	重度・最重度の知的障害児者（Ａ１）				座位保持用いす	3	45,000	原則として３歳以上
					特殊マット	5	19,600	
					特殊便器	5	151,200	自ら排便後の処理が困難な児者
					火災警報器	8	15,500	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯及びこれに準する世帯
					自動消火器	8	28,700	身体障害者手帳２級以上
					頭部保護帽	3	上記参照	てんかん等により頻繁に転倒する児者
					電磁調理器	6	41,000	18 歳以上
	Ａ１・Ａ２				紙おむつ		12,000	その障害により、常に紙おむつの着用が必要な児者（リハビリ等一時的な着用は除き、着用の必要性を医師の意見書等で確認します）（児童の場合は４歳児以上）
精神障害	高次脳機能障害１級・２級				紙おむつ		12,000	その障害により、常に紙おむつの着用が必要な児者（リハビリ等一時的な着用は除き、着用の必要性を医師の意見書等で確認します）
その他	在宅で重度の心身障害を有する児者				立位保持用机、移動用介助用椅子（屋外・屋内）、腰掛便器、洋式便器、排便補助器、簡易収尿器、頭部保持器、走行器、浴槽（移動用）、食器固定装置、特殊食器、介助用被服類、簡易訓練用器具類、簡易自助用具類（国庫補助対象品目と類似する性能を有するものを除く簡易なもの）			一人年間30,000円
注：脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。								
手　　続	**購入前に申請が必要です。** 申請には、身体障害者手帳、見積書、カタログの写しを持参してください。 医師の意見書が必要な場合があります。 難病患者等の場合は、特定疾患医療受給者証または診断書が必要です。							
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316							

（※）緊急通報装置については、**社会福祉課高齢者サービス係**へお問い合わせください。

＊介護保険との関係

「＊」が付いている品目について、介護保険対象の人は介護保険制度が優先されますので、福祉相談課へお問い合わせください。

（ただし品目によっては貸与品もありますので、詳しくはご相談ください。）

5　在宅サービス

障害者総合支援法による障害福祉サービスについて

障害者総合支援法は、障害のある方が地域の共生社会の実現に向け、日常生活、社会生活を支援することにより、障害のあるなしに関わらず、安心して地域で暮らせる社会を実現することを目指しています。障害者総合支援法によるサービスの主な特徴は次のとおりです。

1　身体障害者、知的障害者、精神障害者に加え、難病患者等が制度の対象となり、共通の福祉サービスが受けられます。

2　介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の支給、地域生活支援事業に大別され、障害のある人の地域における生活を総合的に支援します。

サービスを利用する場合は、事前に社会福祉課へ支給申請を行う必要があります。社会福祉課では、18 歳以上の障害者には障害支援区分の認定調査を行い、適切であると認めた場合に障害福祉サービス費の支給決定を行います。18 歳未満の障害児は、社会福祉課への申請により、児童福祉法による障害児福祉サービスの支給決定を行います。支給決定を受けた利用者は、事業者又は施設との契約によりサービスを利用し、所得に応じた月額上限額の範囲内で原則1割の利用者負担額等を支払います。

◆計画相談支援・障害児計画相談支援

内　　容	障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する方はサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成が必要です。 サービス等利用計画・障害児支援利用計画は、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画です。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されています。利用するサービスについても、福祉、保健、医療、教育、就労など、幅広い支援から本人にとって適切なサービスの組み合わせを記載します。
利用料金	利用者が負担する費用はありません。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆地域定着支援の利用

内　　容	居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
対象者	・居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある方 ・居宅において家族と同居していても、家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方
利用料金	利用者が負担する費用はありません。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆地域移行支援の利用

内　　容	障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者に対し、居住の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。
対　象　者	・障害者支援施設、療養介護を行う病院に入所している障害者 ・精神科病院に入院している精神障害者
利 用 料 金	利用者が負担する費用はありません。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆訪問サービス（ホームヘルプ等）の利用

内　　容		重度の障害のため、日常生活を営むのに支障がある心身障害児者、精神障害者、障害児のいる家庭をヘルパーが訪問し、家事、介護等の日常生活の支援、通院の介助、外出の介護を行います。 **（介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。）**
利用できる人		介護の必要な身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者、難病患者等
介護の種類	居宅介護 （ホームヘルプ）	・身体の介護（食事の介護、排泄の介護、入浴の介護等） ・家事の援助（調理、衣類の洗濯、掃除、買い物） ・通院の介助
	重度訪問介護	重度肢体不自由児者、重度の知的障害者、精神障害により行動上著しい困難を有する者の比較的長時間の介護や外出支援
	行動援護	自己判断困難な知的障害児者、精神障害児者の危険回避のための支援、外出支援
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方への外出支援
	重度障害者等包括支援	高度な介護が必要な方への包括的な支援
費 用 負 担		１割
問い合わせ先		社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆短期入所（ショートステイ）の利用

内　　容	介護の必要な在宅の障害児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないときに、施設において短期間介護をします。 **（介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。）**
対　象　者	在宅の身体・知的障害児者、精神障害者、難病患者
費 用 負 担	１割。その他食事相当額の負担等があります。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆通所サービス（生活介護）の利用

内　　容	在宅の障害者が昼間通所して、入浴や食事の介護を受けたり、日常生活訓練、創作的活動、レクエーション等を行います。 **（介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。）**
費 用 負 担	１割。食事、入浴等の相当額の負担があります。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆移動支援事業の利用

内　　容	屋外での移動が困難な障害児者の外出を支援するもので、ヘルパーが移動時の介護や見守り、手続きなどを手伝います。
対　象　者	身体障害児者、常に車椅子を使用し自操できない方、知的障害児者や精神障害児者等で単独での行動が困難な方
利用できる内　　容	・社会生活上必要不可欠な外出 （官公庁や金融機関での手続き、公的行事への参加、冠婚葬祭等） ・余暇活動等社会参加のための外出 （外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇等）
利用できない内　　容	・通学、通園、就労等の通年の利用 ・車両での送迎のみを目的としたもの（送迎サービスとして福祉有償運送があります。P45） ・主に児童の場合は保護者の責任放棄となるようなもの
費用負担	事業費の 0.5 割が自己負担、所得状況により減額負担の制度があります。
利用方法	事前に社会福祉課へ利用申請書を提出してください。担当職員が本人や保護者と面接し可否を決定します。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆タイムケア事業の利用

内　　容	在宅の重症心身障害児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人又は指定された民間福祉団体等の登録介護者が時間単位で介護サービスを提供します。
対　象　者	在宅の身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者 （中軽度身体障害者を除く）
利用時間	年間３００時間以内
費用負担	・食事等その他実費について負担があります。 ・事業者によって異なりますのでご確認ください。
利用方法	市に利用者及び介護者の登録申請を行います。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆手話通訳・要約筆記者の派遣

内　　容	聴覚障害者等が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための手話通訳者・要約筆記者を派遣します。また、インターネット等による遠隔手話通訳も可能です。
利用できる方	聴覚障害者及び音声、言語機能障害者
申請方法	派遣を必要とする日の７日前までに、申請書、開催通知及びチラシ等の資料を持参して相談してください。内容によっては利用できない場合があります。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆訪問入浴サービス

内　　容	自宅の浴槽や施設での入浴が困難な**在宅で生活する重度の肢体不自由の身体障害児者**に対し、市から委託を受けた事業者が浴槽を持ち込んで入浴サービスを行います。サービスに要する所要時間は、１回当たり４時間未満です。週１回を限度とし、年間 52 回までの利用が可能です。所得状況により、自己負担が発生します。**※介護保険の利用対象者は対象外です。**
対　象　者	自宅の浴槽や施設での入浴が困難な在宅で生活する重度の肢体不自由の身体障害児者（ただし介護保険制度優先）
申請方法	利用申請書、主治医の意見書、利用者状況調書を提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111　(内線)2315、2316

◆在宅で理容・美容サービスを受けるには

内　　容	理容所、美容室への来店が困難な場合には、在宅のまま出張による理容、美容サービスを受けることができます。
問い合わせ先	長野県理容生活衛生同業組合　伊那支部(ヘアーサロン登内) 電話：0265-72-6356 長野県美容業生活衛生同業組合　上伊那支部（ヘアサロン　ベイブヘア） 電話：0265-71-7557

◆地域活動支援センター事業の利用

内　　容	障害のある方を対象に、創作的活動や文化的活動、軽運動等の様々なプログラムを行います。
実施場所	福祉まちづくりセンター「ふれあい～な」
実施内容	カランコ織、卓球、運動レク、カラオケ、外出活動等
費用負担	材料費等がかかる場合は、実費負担となります。
利用方法	社会福祉協議会への申し込みにより利用できます。
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会　障害者サービス係　電話：0265-74-7854

◆紙おむつ等利用者に対する指定ごみ袋支給事業

内　　容	日常生活において紙おむつや尿取りパットを必要とする方がいる世帯に対し、燃やせるごみ指定ごみ袋（大の袋）を支給します。
対　象　者	(1)市内に住所を有する世帯 (2)指定ごみ袋購入第１段階チケットでは指定ごみ袋が不足する世帯 (3)その他、市長が必要と認める世帯
支給枚数	1 世帯につき年間 100 枚が限度となります。 支給回数は月 1 回、支給 1 回につき 20 枚が限度となります。 ※申請月に購入した紙おむつ、尿取りパッド等のレシートを必ずお持ちください。
支給時期	申請可能時期：当該年度の 6 月 1 日から 3 月 31 日まで
問い合わせ先	生活環境課　環境衛生係　電話：0265-78-4111　（内線）2213～2215

◆伊那市高齢者等暮らしいきいき応援券の交付

<table>
<tr><td>交付要件
交付枚数</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">交付要件</th><th>交付枚数
（金額）</th></tr>
<tr><td>身体障害者手帳</td><td>・下肢、体幹、移動機能障害１～３級
（４～７級で他障害と重複し３級以上の方も含む）
・視覚障害１級
・心臓、呼吸器、ぼうこう、肝臓、直腸、小腸、免疫機能障害１級
・腎臓機能障害１、３、４級</td><td rowspan="2">12,000 円</td></tr>
<tr><td>療育手帳</td><td>重度（Ａ１）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要介護２以上または移動に関する身体障害（下肢・体幹・移動機能障害）２級以上かつ、世帯の合計所得が５００万円未満で移動の助成を希望する方※1</td><td>24,000 円※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">寝たきりの高齢者または移動に関する身体障害（下肢・体幹・移動機能障害）２級以上で、訪問・送迎による理美容の助成を希望する方※1</td><td>8,000 円</td></tr>
</table>
※１…申請が必要です
※２…利用実績により必要と判断される方は、申請により追加交付が受けられます

＊対象外…社会福祉施設に入所している方
＊年度途中で対象となった方は、申請が必要で、申請月によって交付枚数が異なります。
</td></tr>
<tr><td>利用用途</td><td>・市内の入浴施設での入浴料
・バス、タクシー、福祉タクシーの乗車代（ぐるっとタクシーを除く）
・市内の健康増進施設の利用料
・市内のはり・きゅう・あん摩等の施術所での施術料
・地域自主グループ筋力アップ教室
・脳いきいき教室等の介護予防教室の参加料
・市営文化施設の入館料
・福祉入浴の利用料
・紙おむつ、尿漏れパッドの購入
・杖、歩行器の購入
・理容、美容サービス（訪問含む）の利用料
・市の大腸がん検診、前立腺がん検診の受診料
・灯油、燃料（ガソリン、軽油）、ペレットの購入
・寝具の洗濯、乾燥の利用料
＊利用できる店舗・施設の一覧については券の交付時にお渡しします。</td></tr>
<tr><td>交付時期</td><td>毎年４月１日を基準日として交付します</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>社会福祉課　電話：0265-78-4111（内線）2315、2313</td></tr>
</table>

6　障害児者のための施設

心身に障害をもつ方のために、それぞれの障害に応じた次のような施設があります。

◆障害児を対象とした施設

◇障害児入所施設（福祉型）

内　　容	18 歳未満の障害児が入所し、独立自活に必要な知識や技能などについて指導、訓練を受ける施設です。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◇障害児入所施設（医療型）

内　　容	18 歳未満の障害児が入所し、治療を受けるとともに、独立自活に必要な知識・技能を習得したり、日常生活の指導を受ける施設です。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆障害者を対象とした施設

◇障害者支援施設（施設入所支援）

内　　容	入所している障害者の方に、主として夜間の生活上のサービスを行うとともに、昼間に生活介護、自立訓練、就労移行支援等を行う施設です。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆障害者就労支援施設

◇就労移行支援（通所）

内　　容	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◇就労継続支援（通所）

内　　容	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆グループホーム

内　　容	地域で共同生活を営む方に、居住における相談や日常生活上の援助をします。また利用者の個々のニーズに対応した介護サービスなどが受けれらます。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

7　訓練・社会的リハビリテーション

◆児童発達支援センター　小鳩園

◇児童発達支援事業

内　　容	発達に特性のある就学前の児童が保護者と共に通園し、生活や遊びを通して基本的な生活習慣や、集団生活に適応する力を身につけます。また、機能訓練や療育相談を行い、より良い発達を支援します。 （０歳～就学前児童対象　月曜日～金曜日　一日利用人数 45 名）
問い合わせ先	児童発達支援センター　小鳩園　電話：0265-72-2576

◆ことばの教室

内　　容	言語に障害のある児童に対し、相談・指導等を行います。
実 施 施 設	伊那小学校内「ことばの教室」、高遠小学校内「サテライト教室」
問い合わせ先	教育委員会学校教育課　学務係　電話：0265-78-4111（内線）2713

◆まなびの教室・学びの教室

内　　容	発達障害等のある児童生徒に対し、一人一人の状態に応じた指導を行います。
実 施 施 設	伊那北小学校内「まなびの教室」、西箕輪小学校内「サテライト教室」、西春近北小学校内「サテライト教室」東部中学校内「学びの教室」、春富中学校「サテライト教室」
問い合わせ先	教育委員会学校教育課　学務係　電話：0265-78-4111（内線）2713

◆巡回相談

内　　容	長野県立総合リハビリテーションセンターにおいて、医師、理学療法士、義肢装具士、身体障害者福祉司等によるチームを編成し、年数回各地区を巡回して補装具の判定等を行っています。
対　象　者	身体障害者又は難病患者（政令に定める疾病に限る）
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆リハビリテーション施設

内　　容	長野県立総合リハビリテーションセンターの障害者支援施設において、身体障害者、視覚障害者、高次脳機能障害者の方に、機能訓練、日常生活訓練、職業訓練、自動車運転訓練等の各種リハビリテーションを提供し、社会生活や家庭生活に復帰することを支援します。入所又は通所で利用していただけます。
対　象　者	身体障害者又は難病患者（政令に定める疾病に限る） 高次脳機能障害者
問い合わせ先	長野県立総合リハビリテーションセンター地域連携課 電話：026-296-3953（代） 社会福祉課　障害者係　電話：78-4111（内線）2315、2316

8　住　　宅

◆住宅の整備・補助等

◇障害者にやさしい住宅改良促進事業

内　　容	重度の身体障害者が、日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、便所、洗面所、玄関等を整備改善する場合に補助します。 **※新築、増改築、下水道工事等は対象になりません。**
対象事業	①　浴場、台所、洗面所、便所、玄関、階段等の整備又は改善 ②　①のほかに身体障害者の日常生活上で欠くことのできない設備で、知事が特に必要と認めたものの整備又は改善
対　象　者	次の要件をすべて満たす方 ①　前年の所得課税額が８万円以下の世帯 ②　65 歳未満の身体障害者手帳１～３級所持者 ③　税金完納者
補助限度額	63 万円　**※給付の限度は原則１回です。**
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316 ※65 歳以上は社会福祉課介護保険係（「高齢者にやさしい住宅改良促進事業」）

◇伊那市強度行動障害児者住宅等整備事業

内　　容	強度行動障害児者の居住環境整備のため、住宅等を整備改善する場合に補助します。 **※新築、増改築、破損個所の修繕等は対象になりません。**
対象事業	強度行動障害児者の日常生活及び介護者の負担削減となる住宅整備または改善（壁の衝撃吸収材化、壁・扉等を壊れにくい材質へ変更する等）
対　象　者	次の要件をすべて満たす方 ①65 歳未満の強度行動障害児者であること。 ②対象児者及びすべての世帯員が市内に住所を有すること ③世帯の最多納税者の前年の市民税所得割が 46 万円未満であること ④税金完納者
補助限度額	81 万円
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係 電話：78-4111（内線）2315、2316

◇市営住宅へ入居するには

内　　容

① 障害者の優先入居　以下の障害程度の障害者（単身又は同居する世帯）は、抽選時に抽選を２回行うことができる制度があります。

区分		該当する障害程度					
申込者又は同居親族	身体障害	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	知的障害	A1	A2	B1	B2		
	精神障害	1級	2級	3級			

②障害者の単身入居　　以下の障害程度の障害者は単身入居資格があります。

区分		該当する障害程度					
申込者	身体障害	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	知的障害	A1	A2	B1	B2		
	精神障害	1級	2級	3級			

※常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難又はできない方を除きます。

対　象　者	政令収入月額が 214,000 円以下の世帯
問い合わせ先	長野県住宅供給公社　伊那管理センター　電話：0265-98-7450

◇県営住宅へ入居するには

内　　容

① 障害者の優先入居（※１）

以下の障害程度の障害者（単身又は同居する世帯）は、抽選時に抽選を２回行うことができる制度があります。

区分		該当する障害程度					
申込者又は同居親族	身体障害	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	知的障害	A1	A2	B1	B2		
	精神障害	１級	２級	３級			

② 障害者の単身入居（※１）

以下の障害程度の障害者は単身入居資格があります。

区分		該当する障害程度					
申込者	身体障害	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	知的障害（※２）	A1	A2	B1	B2		
	精神障害（※２）	１級	２級	３級			

③ 特定目的住宅（常時車イス使用者を含む世帯向け住宅）

・住宅の構造など…浴室、トイレ等の水回りに介護スペースを確保し、 床構造等が車イスの常時使用者向けに建設又は改修された住宅

・募集対象者…入居者又は同居者が身体障害者であり、身体障害者手帳の等級が１～４級に該当し、かつ、車イス使用者（一時的使用者を除く）である方

※１　常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難、又はできない方を除きます。

※２　知的障害者・精神障害者の単身入居等の申込にあたっては、「入居資格認定のための申立書」等の提出が必要です。

対　象　者	政令収入月額が 214,000 円以下の世帯
減　免　額	一定所得以下の世帯で家賃の３分の１または２分の１が減額されます。
問い合わせ先	長野県住宅供給公社　伊那管理センター　電話：0265-98-7450

９　税　　金

◆所得税・市県民税の所得控除

<table>
<tr><td rowspan="5">内　　容</td><td colspan="6">前年の 12 月 31 日時点で本人もしくは同一生計配偶者（注１）や扶養親族が障害者である場合には、税額の計算の基礎となる所得から一定の額が控除されます。※控除を受ける為には申告が必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障害の程度</td><td rowspan="2">障害者の区分</td><td colspan="2">所得税</td><td colspan="2">市県民税</td></tr>
<tr><td>本人</td><td>同一生計配偶者
又は扶養親族</td><td>本人
注４</td><td>同一生計配偶者
又は扶養親族</td></tr>
<tr><td>身体障害（３～６級）
知的障害（Ｂ１，Ｂ２）
精神障害（２，３級等）</td><td>障害者</td><td colspan="2">２７万円</td><td colspan="2">２６万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">身体障害（１，２級）
知的障害（Ａ１，Ａ２）
精神障害（１級等）</td><td>特別障害者 注２</td><td colspan="2">４０万円</td><td colspan="2">３０万円</td></tr>
<tr><td>同居特別
障害者 注３</td><td></td><td>７５万円</td><td></td><td>５３万円</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td colspan="6">所 得 税…伊那税務署　電話：0265-72-2171
市県民税…市役所税務課 市民税係　電話：0265-78-4111
（内線）2235～2239
（給与所得者は、勤務先の給与担当へお問い合わせください。）</td></tr>
</table>

注１ 同一生計配偶者とは、自己と生計を一にしている配偶者で合計所得金額 48 万円以下の方をいいます。
注２ 特別障害者とは重度の障害のある方で、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方も含みます。
注３ 同居とは、自己や配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方をいいます。
注４ 本人が障害者である場合、合計所得金額 135 万円以下の方は、市県民税は非課税となります。

◆相続税に関する障害者控除

<table>
<tr><td rowspan="4">内　　容</td><td colspan="2">相続人が障害者である場合、相続税額から一定額控除されます。</td></tr>
<tr><td>障害程度</td><td>税額控除額</td></tr>
<tr><td>身体障害　１，２級
知的障害　Ａ１，Ａ２
精神障害　１級等</td><td>85 歳までの１年につき２０万円</td></tr>
<tr><td>身体障害　３～６級
知的障害　Ｂ１，Ｂ２
精神障害　２，３級等</td><td>85 歳までの１年につき１０万円</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td colspan="2">伊那税務署　電話：0265-72-2171</td></tr>
</table>

◆特定障害者に対する贈与税の非課税

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>特定障害者を受益者として信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結し、「障害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を経由して税務署長に提出した場合に信託受益権の価額のうち 6,000 万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は 3,000 万円）までは、贈与税の課税価格に算入されません。</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>特別障害者
（身体障害者１、２級、知的障害者Ａ１・Ａ２、精神障害者１級等）
特別障害者以外
（知的障害者Ｂ１・Ｂ２、精神障害者２、３級等）</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>信託銀行等</td></tr>
</table>

◆所得税に関する医療費控除

内　　容	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得から控除することができます。
対　　象	診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります。 ① 傷病によりおおむね６ヶ月以上寝たきりとなった方が使用するオムツで、その治療上必要と医師が証明する場合の紙オムツの購入費用及び貸オムツの賃借料 ② 人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有していることによる、ストマケアに係る治療上必要と医師が認めるストマ用装具の費用 ③ 医療と一体的に提供される在宅介護サービスについて、その介護人に要する費用（医師の証明用紙は社会福祉課にあります）
申請方法	医療費控除の明細書を確定申告書に添付、各種医師の証明書の添付または提示が必要です。
問い合わせ先	伊那税務署　電話：0265-72-2171

◆利子等の非課税（障害者マル優）

内　　容	一定の手続きにより、預け入れた預貯金等及び購入した公債について、各制度につき元本 350 万円を限度として利子等が非課税になります。
利用できる方	①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方 ⑤障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当（経過的）を受けている方
手　続　き	確認書類（障害者手帳、年金証書及び個人番号カード等）が必要です。
問い合わせ先	銀行、証券会社等

◆消費税の非課税

内　　容	身体障害者が使用するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品の譲渡、貸付け等に係る消費税は非課税となっています。 区　分 ／ 対象品目等 補　装　具 ／ 義肢、装具、補聴器、車いす等 日常生活用具 ／ 視覚障害者用時計、特殊寝台、体位変換器等 改造自動車 ／ ア　身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられているもの イ　車いすを使用する人を車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備しかつ、車いすの固定に必要な手段を施したもの
問い合わせ先	伊那税務署　　電話：0265-72-2171

◆事業税の非課税

内　　容	重度の視覚障害者が行う、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は課税されません。
対　象　者	重度の視覚障害者(両眼の視力喪失した方又は両眼の視力 0.06 以下の方)
問い合わせ先	南信県税事務所課税　　電話：0265-76-6807

◆自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

内　　容	次の場合、自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。 ※自動車税（種別割・環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）には限度額があります。

区　分	納税義務者	運　転　者	条　　件
18 歳以上の身体障害者	本人	本人	身体障害者本人が運転するもの
	本人	同一生計者	もっぱら身体障害者のために同一生計者が運転するもの
	本人 (障害者等のみで構成される世帯の場合)	日常的介護者	もっぱら身体障害者のために日常的介護者が運転するもの
18 歳未満の身体障害者	同一生計者	同一生計者	もっぱら身体障害者のために同一生計者が運転するもの
知的障害者	本人・同一生計者	本人	知的障害者本人が運転するもの
	本人・同一生計者	同一生計者	もっぱら知的障害者のために同一生計者が運転するもの
	本人 (障害者等のみで構成される世帯の場合)	日常的介護者	もっぱら知的障害者のために日常的介護者が運転するもの
精神障害者	本人・同一生計者	本人	精神障害者本人が運転するもの
	本人・同一生計者	同一生計者	もっぱら精神障害者のために同一生計者が運転するもの
	本人 (障害者等のみで構成される世帯の場合)	日常的介護者	もっぱら精神障害者のために日常的介護者が運転するもの

・減免を受けるためには、別表の障害等級に該当する必要があります。
・同一生計者及び日常的介護者については、証明書が必要です。
・もっぱら身体障害者等の利用に供すると認められる、車いす移動者又は入浴車を取得する場合の減免制度もあります。

減免台数等	減免台数は身体障害者等が所有する自家用自動車のうち1台に限ります。 減免対象となる車両及び等級等に変更があった場合は、改めて申請が必要です。
減免申請の時期	○自動車税（種別割）のみの場合 ア　４月１日現在で、自動車を既に所有している方 →４月１日から納期限まで イ　年度途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障害程度の変更による再交付を受けた場合等 →手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することになった日から30 日以内　※軽自動車税は翌年度からの減免 ○自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）の場合 ウ　自動車を新規登録する場合→登録時又は登録してから 30 日以内
問い合わせ先	自 動 車 税…南信県税事務所総務課　電話：0265-76-6805 軽自動車税…市役所税務課　管理納税係　電話 :0265-78-4111 (内線) 2233

（注）上記は制度の概略ですので、詳しくは南信県税事務所、市役所税務課に直接お尋ねください。

○自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）の減免制度が利用できる方は、次のとおりです。

等級　障害			1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者	視覚		■	■	■	■		
	聴覚			■	■			
	平衡				■			
	音声（注１）				▨			
	上肢		■	■				
	下肢		■	■	■	▨	▨	▨
	体幹		■	■	■		▨	
	脳原性	上肢	■	■				
		移動	■	■	■	▨	▨	▨
	内部障害		■		■			
	肝臓機能障害		■	■	■			
	免疫障害		■	■	■			
知的障害者			療育手帳のA1又はA2の交付を受けている方(総合判定A)					
精神障害者			精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方					

（注１）喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。

■ は、同一生計者又は日常的介護者が運転する場合も対象になります。

▨ は、本人が運転する場合に限られます。

１０　移動支援

◆航空旅客運賃の割引

内　　容	心身障害者や介護者が国内航空を利用する場合、運賃が割引になります。
利用できる方	満 12 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所有者とその介護者１名
手　　続	手帳を各航空会社等、問い合わせ先において提示してください。
問い合わせ先	各国内航空会社

◆鉄道運賃の割引

内　　容	障害者や介護者がＪＲ線を利用する場合、運賃が割引になります。

種　別		乗車券	内　容			割引率
第１種 身体障害者 知的障害者 （A1，A2） 精神障害者 （1 級）	単独	普　通	片道 100 キロを超える旅行のとき			５割
	介護者つき （介護者は一名まで）	普　通	身体障害者・知的障害者・介護者とも			５割
		回　数	身体障害者・知的障害者・介護者とも			５割
		急　行	身体障害者・知的障害者・介護者とも（特別急行券は除く）			５割
		定　期	（身体障害者・知的障害者が小児の場合は介護者のみ、介護者に対しては通勤定期乗車券を発売）			５割
第２種 身体障害者 知的障害者 （B1，B2） 精神障害者 （2，3 級）	単独	普　通	片道 100 キロを超える旅行のとき			５割
		定　期	身体障害者・知的障害者が小児(12 歳未満)のとき	介護者	通勤定期乗車券を発売	５割
		※普通、回数、急行の乗車券は対象となりません。				
知的障害児者施設肢体不自由児施設入所児者	単独又は介護者つき	普　通				５割

※　上記に記載がない乗車券、利用者は割引対象となりません。
※　第１種、第２種の区別は、手帳に表示があります。
※　**民間鉄道については各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。**

利用方法	乗車券発売窓口に手帳を呈示し、乗車券等を購入してください。
問い合わせ先	JR テレフォンセンター　050-3772-3910

◆タクシー運賃の割引

内　　容	タクシーの運賃が 10%割引になります。（時間制運賃を含む。） （相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については、割引対象） ただし、迎車回送料金、駐車料金は割引対象外です。高速道路の障害者割引を利用できるかは、タクシー会社又は運転手に事前に確認してください。
利用できる方	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者（一部事業者のみ精神障害者保健福祉手帳も対象としています。詳しくはお問合せください。）
利 用 方 法	運転者に、手帳を提示します。
問い合わせ先	長野県タクシー協会、各タクシー会社

◆ぐるっとタクシー

内　　容	ご自宅から目的地までドアツードアで移動できる乗合タクシーです。 （運賃：1 回 500 円）
対　象　者	市街地を除く市内にお住いの ア　65 歳以上の方 イ　運転免許証を返納した方、もともと運転免許証をお持ちでない７５歳以上の方 ウ　障害者手帳所持者 エ　特定医療費（指定難病）受給者証所持者 オ　持病により運転ができないなど、移動が困難な事情がある方
利用できる範囲	お住いの区域と市街地の範囲内で利用できます。
手　続　き	事前の利用登録が必要です。登録用紙を企画政策課へ提出してください。 上記イ、ウ、エの方は割引運賃（1 回 250 円）の対象となります。必要書類のコピーを添付してください。
問い合わせ先	企画政策課　企画政策係　電話：0265-78-4111（内線）2145

◆市街地デジタルタクシー

内　　容	市街地にお住いの方が、市街地で一般タクシーを利用する場合に、定額を超える運賃を市が負担します。（自己負担額：1 回 500 円）
対　象　者	市街地にお住いの ア　65 歳以上の方 イ　運転免許証を返納した方、もともと運転免許証をお持ちでない７５歳以上の方 ウ　障害者手帳所持者 エ　特定医療費（指定難病）受給者証所持者 オ　持病により運転ができないなど、移動が困難な事情がある方
利用できる範囲	市街地の範囲内で利用できます。
手　続　き	事前の利用登録が必要です。登録用紙を企画政策課へ提出してください。 上記イ、ウ、エの方は割引運賃（1 回 250 円）の対象となります。必要書類のコピーを添付してください。
問い合わせ先	企画政策課　企画政策係　電話：0265-78-4111（内線）2145

◆バス運賃の割引

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>次のとおり割引されます。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>適　用　範　囲</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">普通乗車券</td><td>単独で乗車する場合</td><td rowspan="2">５割引</td></tr>
<tr><td>介護者について
（各会社の判断によります）</td></tr>
</table>
定期乗車券、貸切バスについては、各会社へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>利用できる方</td><td>①　身体障害者手帳・療育手帳所持者
②　精神保健福祉手帳所持者は、伊那バスのみ５割引（高速バスは除く。）</td></tr>
<tr><td>手　　続</td><td>手帳を乗車券発売問い合わせ先で提示し割引乗車券を購入するか、又は手帳を提示し割引料金を支払ってください。</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>乗車券発売窓口</td></tr>
</table>

◆移送サービス（タクシー会社等）

内　　容	リフト付きのタクシー又はストレッチャー付きタクシー等で送迎します。
対　象　者	歩行不自由な方
利 用 料 金	距離制運賃など詳細はお問い合わせください。
問い合わせ先	伊那つばめタクシー　電話：0265-76-5111 白川タクシー　電話：0265-72-2151 訪問介護あったか伊那　電話：0265-98-6385 福祉タクシーそよかぜ　電話：0265-76-3850 はる福祉タクシー　電話：0265-72-1423/090-2668-3614

◆移送サービス（福祉有償運送団体）

内　　容	ＮＰＯ団体等の運営する移送サービスです。障害者等が外出する際、福祉車両などで送迎します。
対　象　者	会員制。詳細は直接お問い合わせください。
利 用 料 金	関係機関に直接お問い合わせください。
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会　電話：0265-73-2544 複合福祉施設みぶの里　電話：0265-96-7184 上伊那医療生活協同組合　電話：0265-79-8702

◆身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬、聴導犬）の給付

内　　容	重度視覚障害者に盲導犬、重度肢体不自由者に介助犬、重度聴覚障害者に聴導犬が給付されます。
利用できる方	①　18 歳以上で、県内に１年以上居住している方 ②　福祉施設に入所していない方　等
訓　練　等	身体障害者補助犬を使用するために必要な訓練を一定期間行います。 また、この間の経費（交通費、食事代等）は、給付候補者の負担となります。なお、通常の飼育、管理等に要する経費は受給者の負担です。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆有料道路交通料金の割引

適　用　範　囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
利用できる方	すべての身体障害者	第１種身体障害者 第１種知的障害者
自動車の範囲	**【事前登録車両】** 本人又は本人の親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等）の所有する車 **【登録外車両】** 親族や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車など （第１種身体障害者・知的障害者の方については、タクシーや福祉有償運送車両も可能） ※自動車を所有していない方も申請可能です。 ※事前登録されていない自動車は、ＥＴＣ無線走行（ノンストップ走行）では割引の適用を受けることはできません。 ※支払いにＥＴＣカードを利用いただく場合も料金所で手帳の提示が必要です。	
割　引　率	５０％以内	
手　　続	下記のものを社会福祉課へ持参し、手帳の所定の欄に本割引の対象である旨、自動車登録番号等の記載を受けてください。 **ＥＴＣを利用しない場合** 料金所で必要事項記載済の手帳を呈示し、割引を受けてください。 **①身体障害者手帳又は療育手帳** **②登録する車の自動車検査証（写しでも可）、又は電子車検証** ※所有者は、個人名義のものに限ります。割賦購入（ローン）又は長期リース（短期レンタカーを除く）の場合は使用者欄が個人名義のものであれば割引の対象自動車となります。 ※業務利用等自動車（車検証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されているもの）は対象となりません。 ※電子車検証の場合は車検証閲覧アプリがインストールされた電子機器又は「自動車検査証記録事項」をご持参ください。 **③運転免許証（自ら運転して割引を受ける方のみ）** **ＥＴＣを利用する場合** ＥＴＣ無線走行（ノンストップ走行）が可能です。 上記①～③に加え、下記のものが必要となります。 **〇ＥＴＣカード（未成年を除き、障害者本人名義のもの）** **〇ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書** **更新が必要となりますので、有効期限にご注意ください。**	
問い合わせ先	社会福祉課障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316 有料道路ＥＴＣ割引登録係　電話：045-477-1233	

◆自動車改造費の助成

内　　容	自らが所有し、かつ運転する自動車の操行装置及び駆動装置の一部の改造に要する費用の一部を助成します。 **※改造前に必ず社会福祉課にご相談ください。** **自動車の購入は対象になりません。**
利用できる方	市内に住所を有し、前年の所得税額 15 万円以下の世帯に属する身体障害者のうち、次のいずれかに該当する方 ①　自動車を改造することにより、社会参加が見込まれる方 ②　肢体不自由者の身体障害者手帳１級から３級に該当する方
限　度　額	改造にかかった費用（10 万円を限度）
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆自動車運転免許取得費の助成

内　　容	自動車の運転免許を取得しようとする障害者に対し、取得費の一部を助成します。 **※教習所申込前に必ず社会福祉課にご相談ください。**
利用できる方	市内に住所を有し、前年の所得税額 15 万円以下の世帯に属する身体障害者のうち、次のいずれかに該当する方 ①　特別な補助手段を必要とする肢体不自由者 ②　聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由に該当する者のうち障害者手帳１級から４級までに該当する方
限　度　額	取得費の３分の２の額又は 10 万円のいずれか少ない額
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆信州パーキングパーミット（障がい者等用駐車場利用証）

内　　容	公共施設や店舗などに設置されている「障害者等用駐車区画」を適正にご利用いただくため、交付基準に該当する障害者や高齢者、妊産婦の方などに、県内共通の「利用証」を交付します。
利用できる駐車場	この制度に賛同する協力施設で、専用の案内表示のある駐車区画
申　　請 問い合わせ先	県庁地域福祉課　電話：026-232-0053 伊那保健福祉事務所　福祉課　電話：0265-76-6811 社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆駐車禁止規則の適用除外

内　　容	障害者等個人に対して駐車禁止除外標章が交付されます。障害の程度や場所により駐車禁止規則が除外されますので、詳細は警察署へお問い合わせください。
利用できる方	（１）身体障害者手帳１級から４級（障害の区分により利用できない場合もあります。） （２）療育手帳Ａ（重度） （３）精神障害者保健福祉手帳１級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める一級の障害を有するもの）
問い合わせ先	伊那警察署　電話：0265-72-0110

１１　コミュニケーション

◆情報の提供

◇県のお知らせ（点字・ＣＤ）

内　　容	点字及びＣＤによる「広報ながのけん」を作成し、視覚障害者の方に配布しています。
問い合わせ先	（福）長野県視覚障害者福祉協会　電話 0263-32-5632

◇市のお知らせ（点字・ＣＤ・YouTube）

内　　容	視覚障害者の方に、点字による「市報」及びＣＤ・YouTube による「声の市報」を毎月作成し、提供しています。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◇伊那市社会福祉協議会のお知らせ（点字・ＣＤ）

内　　容	視覚障害者の方に、社協報等を点訳及びＣＤにより提供しています。
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会　地域福祉係　電話：0265-73-2544

◇伊那市防災アプリ・伊那市地域安心安全メール

内　　容	火災、防災、防犯に関する情報を配信しています。緊急時、自身の身の安全を守るために活用してください。 【伊那市防災アプリ】 防災行政無線の音声をスマートフォンで聞くことができます。 【伊那市地域安心安全メール】 「防災情報」や「伊那市からのお知らせ」、「イベント情報」、「地域の情報」等を受信することができますので、必要な情報を選択してください。視覚障害者の方は、音声読み上げ機能を利用して内容をご確認ください。
登録方法	【伊那市防災アプリ】 アップルストア、グーグルプレイから、「伊那市防災アプリ」をダウンロードしてください。 【伊那市地域安心安全メール】 パソコンや携帯電話から下記のアドレスに空メールを送ってください。 その後、返信される案内に従って登録をしてください。 ・ina@sg-p.jp のアドレスが受信できる設定にしてください。 ・「福祉メール」等必要な情報を選んでください。
問い合わせ先	危機管理課　防災係　電話：0265-78-4111（内線）2051～2053

◆テープ･ＣＤ、字幕・手話付ＤＶＤ、図書を借りるには

◇点字図書、声の図書の貸出

内　　容	点字図書、声の図書（ＣＤ）の貸出をしています。
問い合わせ先	長野県上田点字図書館　電話：0268-22-1975 FAX：0268-22-1971　メール：tenjitoshokan@city.ueda.nagano.jp 伊那図書館　　電話：0265-73-2222　FAX：0265-76-7122（月曜日休館）

◇字幕・手話付ＤＶＤの貸出

内　　容	字幕入り又は手話入りのＤＶＤの貸出をしています。
問い合わせ先	長野県聴覚障がい者情報センター　電話：026-295-3530 FAX：026-295-3567　メール：info@nagano-choujou.com 伊那図書館　電話：0265-73-2222　FAX：0265-76-7122（月曜日休館）

◆伊那図書館のバリアフリーサービス

内　　容	○館内設備 車いす、授乳室（個室）多目的トイレ、おむつ替えシート、オストメイト対応トイレ、ピクトグラムサインの表示 ○視覚障害者向け 文字拡大器、デイジー図書の再生器（プレクストーク）、点字図書、大活字本、録音ＣＤ・テープ、虫めがね（ルーペ） ・希望者に音声ボランティア作成の「声の新聞」を郵送します。 ・全国の点字図書館から発行されているデイジー図書やＣＤ、カセットテープのお取り寄せをし、希望者に郵送します。 ○聴覚障害者向け 字幕付きＤＶＤ（子ども用・一般用）、筆談ボード、コミュニケーションボード、手話のおはなし会（不定期開催） ○読書補助 リーディングトラッカー、ＬＬブック ○多国籍の方向け 多言語の絵本・書籍・ＤＶＤ
問い合わせ先	伊那図書館　電話：0265-73-2222　FAX：0265-76-7122　（月曜日休館）

◆郵便利用金の料金免除・料金減額を受けるには

◇点字郵便物等の無料扱い

内　　容	点字郵便物、特定録音物等郵便物の郵便料金が無料になります。 （速達、書留等の特殊扱いは有料です。）
対　　象	①　点字郵便物は点字のみを掲げたものを内容とするもの。 ②　特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とするもので、日本郵便株式会社の指定する施設の発受するもの。 ③　点字郵便物、特定録音物等郵便物ともに重量は３ｋｇまで開封とし、郵便物の表面の左上部（横に長いものは表面右上部）に「点字用郵便」と明瞭に記載します。
問い合わせ先	伊那郵便局　電話：0570-085-633

◇ゆうパック等（小包）の料金減額

内　　容	点字ゆうパック（小包）、心身障害者用ゆうメール（冊子小包） 聴覚障害者用ゆうパック（小包）の運賃が減額されます。
対　　象	① 点字ゆうパックは、点字のみを掲げたものを内容とするものを指します。（重量は 30kg までとします）外装の見やすい所に「点字ゆうパック」と明瞭に記載します。 ② 心身障害者用ゆうメールは、身体に重度の障害のある方又は知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で図書の閲覧のために発受するゆうメールを指します。（重量は３kg までとします）・・・92 円から 310 円 ③ 聴覚障害者用ゆうパックは、聴覚障害者と日本郵便株式会社の指定する施設との間でビデオテープその他の録音物の貸出又は返却のために発受されるものを指します。（重量は 30kg までとします）外装の見やすい所に「聴覚障害者用ゆうパック」と明瞭に記載します。
問い合わせ先	伊那郵便局　電話：0570-085-633

◇青い鳥郵便葉書の無料配布

内　　容	通常葉書（20 枚）が無料配布されます。
対　象　者	重度の身体障害者（１級又は２級）及び重度の知的障害者（療育手帳に「Ａ」または「１度」「２度」と表記されている方）で配布を希望される方
申 出 期 間	毎年４月１日から５月 31 日（土日又は休日に当たる場合は翌営業日）
申出の方法	お近くの郵便局に身体障害者手帳等を提示し、所定の用紙に必要事項を記入します。 なお、郵便によって申し込むこともできます。
問い合わせ先	伊那郵便局　電話：0570-085-633

◆ＮＨＫ放送受信料の免除

内　　容	次に該当する場合、ＮＨＫ放送受信料が全額又は半額免除になります。
対　象　者	①　全額免除 ・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 ・所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 ②　半額免除 ・視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合 ・身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合 ・所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合 ・戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第１款症の方が、世帯主で受信契約者の場合
利用方法	社会福祉課に手帳と印鑑を持参し、「放送受信料免除申請書」の交付を受け、ＮＨＫへ提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316 ＮＨＫ長野放送局　営業推進グループ　電話：026-291-5205

◆伊那ケーブルテレビ身体障害者割引制度

内　　容	次に該当する場合、利用料の割引が受けられます。
対　象　者	①　世帯主が、身体障害者手帳を所持する視覚障害者又は聴覚障害者であり、かつその住居における契約者 ②　世帯主が各手帳を所持する、障害等級１～２級の身体障害者又は重度の知的障害者又は障害等級１級の精神障害者であり、かつその住居における契約者 ③　世帯主が、戦傷病者手帳を所持する特別項症から第１款症の戦傷者であり、かつその住居における契約者
割引利用料	テレビ基本利用料　月額 2,860 円（税込）⇒月額 1,430 円（税込）
利用方法	社会福祉課に手帳と印鑑を持参し、「伊那ケーブルテレビジョン利用料割引申請書」の証明を受け、伊那ケーブルテレビに提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課　障害者係　　電話：0265-78-4111（内線）2315、2316 伊那ケーブルテレビジョン　電話：0265-73-2020

◆携帯電話の割引サービス

内　　容	携帯電話の基本使用料等が割引になります。
対　　象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
問い合わせ先	詳細は各携帯電話会社へお問い合わせください。

◆ＮＴＴ関連のサービスを受けるには

◇無料番号案内（ふれあい案内）

※番号案内（104 番）は 2026 年 3 月 31 日をもって終了いたします。
無料番号案内（ふれあい案内）は継続して提供いたしますが、2026 年 4 月 1 日以降はご案内時間等ご利用方法を見直す予定です。

内　　容	視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障害及び精神障害のある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。 ご利用には、事前に登録が必要です。
利用できる人	①　身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方 ・視覚障害　１級～６級 ・肢体不自由（体幹、上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）１級，２級 ・聴覚障害（２級、３級、４級、６級）※１級、５級はなし ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（３級、４級） ※1 級・２級はなし ②　戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害がある方 ・視覚障害（特別項症～第６項症） ・肢体不自由（上肢）（特別項症～第２項症） ・聴覚障害（第２項症、第４項症） ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（第１項症、第２項症、第４項症） ③　療育手帳所持者 ④　精神障害者保健福祉手帳所持者
問い合わせ先	お電話によるお問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-104174（全国共通） FAXによるお問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-104134（全国共通） ※ＦＡＸによるお問い合わせ注意事項 お問い合わせ内容・お客さまのお名前・折り返しのファクス番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。 お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。 返信はＦＡＸで行いますので、ＦＡＸを受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。 お客さまが送信してから、3営業日以上折り返しがない場合は通信機器のトラブル等が考えられますので再度送信をお願いします。 050から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのFAX送付は受け付けておりません。 なお、申込書は郵送でお送りします。 受付時間　午前９時から午後５時（土日、祝日及び年末年始を除く。）

◇ファクスによるサービス

内　　容

下記サービスのファックス通話料が無料になります。

ファクスによるサービス	ファクス番号	取扱時間
「ＮＴＴふれあいファクス」 電話の移転、故障及びサービスの問い合わせなどの相談を受け付けます。	0120-700133	24 時間 受信可能
「ＮＴＴファクス１０４」 耳や言葉の不自由な方からの電話番号・ファクス番号のお問い合わせをファクスでお受けします。（月に１案内 60 円、２案内以上 90 円、また夜 11 時から翌朝８時までは１案内 150 円の案内料金がかかります（税別）） ※電話帳登録のある方、もしくは事前に番号案内をお申込みされた方の電話番号・ファクス番号をご案内します。 お手元の用紙（大きさや書き方は自由です）に、お客様のお名前、ファクス番号とお問い合わせ先の住所、お名前、業種などを記入して、受付ファクス番号（フリーダイヤル）へファクスを送信してください。 折り返しファクスで電話番号をご案内します。 ※ＮＴＴファクス 104 は 2026 年 3 月 31 日をもって終了します。 ふれあい案内（無料番号案内）にご登録のお客様は継続してご利用いただけますが、2026 年 4 月 1 日以降はご案内時間等ご利用方法を見直す予定です。	0120-000104	24 時間 年中無休
「ＮＴＴファクス１１５」 ファクスで電報が申し込めます。 ※午後２時までに受付が完了した電報は当日配達いたします。	0120-789379	午前８時 ～ 午後７時

※「ＮＴＴふれあいファックス」の取扱時間について
24 時間受信可能ですが、相談対応時間は午前９時～午後５時（年末年始を除く）となります。

◇電話お願い手帳Ｗｅｂ版・アプリ版

内　　容	耳や言葉が不自由な方に、外出先で周囲の方に何かを尋ねたり、お願いしたりする際に利用していただく「電話お願い手帳Ｗｅｂ版」と「電話お願い手帳アプリ版」を無料でご利用いただけます。 １．Ｗｅｂ版 以下、ＵＲＬよりアクセスし、ご利用ください。 ・スマートフォン・ＰＣ向け https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai/ ・フィーチャーフォン向け https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai_mobile/ ２．アプリ版（Android、ios） （１）Android Google play™から「電話お願い手帳」と検索・ダウンロード*1し、ご利用ください。 ＊1　Android7.0以降に対応しております。 （２）ios App Ｓtoreから「電話お願い手帳」と検索・ダウンロード*2し、ご利用ください。 ＊２　ios15.0以降に対応しております。

◆１１０番アプリシステム・ＦＡＸ１１０番

内　　容	聴覚や言語機能に障害のある方などが、事件や事故に遭ったときに、警察に通報できるよう、「１１０番アプリシステム」と「ＦＡＸ１１０番」の２つのシステムを運用しています。
利 用 方 法	≪１１０番アプリシステム≫ ○「１１０番アプリシステム」は、聴覚に障害のある方など、音声による１１０番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。 ○AppStore 又は GooglePlay から「１１０番アプリ」で検索し、スマートフォンに専用のアプリケーションをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録することで利用できます。 ≪ファックス１１０番≫ ●ファックス用紙に要請内容を記入 ↓ ●通報電話番号「０１２０－７６０－１１０」をダイヤル ↓ ●［ＦＡＸ送信］ ↓ ●ＦＡＸ送信した電話から「１１０」に電話してください。（現在地を確認するためです。会話ができなくても大丈夫です。） ★★★★注意点★★★★ 音声による１１０番通報が可能な方は、音声による１１０番通報をお願いします。
問い合わせ先	長野県警察本部　通信指令課　　電話：026-233-0110

◆Ｎｅｔ１１９番・ファックス１１９番・メール１１９番

内　　容	聴覚や言語機能に障害をお持ちで音声による通報が困難な方のために、「火災が発生した場合や救急車を呼ぶ場合」の通報する手段の一つとしてインターネットやファックス、電子メールを使用する方法です。
利 用 方 法	**≪Ｎｅｔ１１９番（ネット１１９番）≫** スマートフォン等でいつでも全国どこからでも音声によらない１１９番通報ができるシステムです。 ●事前に利用者登録 ↓ ●スマートフォンの通報ボタン→救急・火事 ↓ ●定型文の送受信やチャットでの会話も可能 （場所はＧＰＳにより登録地点、通報地点がわかります。） **≪ファックス１１９番≫** 上伊那郡内にいるときに近くにあるＦＡＸで通報ができます。利用登録をしていない方でも使用できますが、事前登録をしていただくと迅速な対応ができます。 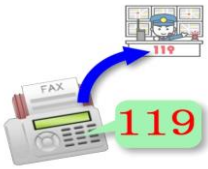 ●ファックス用紙に要請内容を記入 ↓ ●ＦＡＸ番号「１１９」をダイヤル ↓ ●ＦＡＸ送信 （ＦＡＸ用紙に住所・氏名・ＦＡＸ番号やかかりつけの病院など、あらかじめ記入できる所は記入しておくといざというときに慌てなくて済みます。上伊那広域消防本部ホームページにＦＡＸ１１９通報用紙を用意してありますのでご利用ください。） **≪メール１１９番≫** 携帯電話やスマートフォン、パソコンなど電子メールが使用できる端末から、１１９番通報ができるシステムです。 ●事前に消防署へ連絡し登録（メールアドレス登録） ↓ ●携帯電話等からメールを作成 記載内容：火災・救急の別、状況（誰がどうしたか）、 登録者の氏名、・要請場所 ↓ ●メール送信 （上伊那広域消防本部消防指令センターが受信します。） **★★★　それぞれの操作は安全な場所で行ってください。　★★★**
問い合わせ先	上伊那広域消防本部（通信指令課）電話　0265-72-0119 FAX　0265-72-0712 ★火災情報テレフォンサービスのご案内★ 防災無線放送が聞き取れなかった場合、音声ガイダンスにてご案内していますのでご利用ください。　電話　0265-77-3055

１２　就　　労

◆職業訓練を受けるには

◇ハロートレーニング

〇公共職業訓練

内　　容	国及び県が行う「ものづくり系」を中心とした訓練のほか、専修学校などの民間教育訓練機関を活用した委託訓練（ＯＡ事務、介護サービス等）を行っています。
訓 練 期 間	コースにより２ヶ月から２年

〇求職者支援訓練

内　　容	多くの職種に共通する基本的能力を習得する「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得する「実践コース」があり、民間訓練期間が職業訓練を実施します。
訓 練 期 間	コースにより２ヶ月から６ヶ月

訓 練 手 当 等	雇用保険受給中の方は、一定の要件に該当すると、訓練期間中は給付制限が解除されて給付が受けられるほか、訓練期間中は受給が延長されたり、技能習得手当（受講手当・通所手当）等の受給が可能となります。 雇用保険の受給ができない方は、一定の要件を満たす場合「職業訓練受講給付金」を受給しながら訓練を受講することが可能です。 詳細については、下記までお問い合わせください。
問い合わせ先	伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）　電話：0265-73-8609（43#）

◆就職をするには

◇長野県無料職業紹介事業

内　　容	障害者、発達障害者、難治性疾患患者、ひきこもりの状態にある方、中国帰国者、ひとり親家庭の父母、子育て期の女性、等の就職困難な方々を対象として無料職業紹介を行っています。
問い合わせ先	地域就労支援センター（愛称：job サポ）　電話：050-2000-7228

◇職場適応援助者（ジョブコーチ）事業

内　　容	職場に職場適応援助者（ジョブコーチ）が出向いて、障害特性をふまえた直接的で専門的な支援を行い、障害者の職場適応、定着を図ることを目的に実施するものです。
問い合わせ先	長野障害者職業センター　電話：026-227-9774 伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）　電話：0265-73-8609（42#）

◇障害者トライアル雇用事業

内　　容	障害者の早期就職の実現や就職の機会の創出を図ることを目的として、企業において障害をお持ちの方を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行の可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を深めたうえで継続雇用への移行を目指す制度です。
問い合わせ先	伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）　電話：0265-73-8609（42#）

１３　スポーツ・文化

◆スポーツ・行事開催一覧

名　　称	内　容　等	実施時期等
障がい者技能競技大会	県が、障害者の職業能力の開発及び向上を図り、社会における障害者に対する理解を深め、障害者の雇用の安定及び促進を図るために実施します。	毎年７月頃
障がい者文化芸術祭	県が、障害者の文化芸術活動の振興と社会参加の促進を図ることを目的に開催します。	毎年秋頃
上伊那地区障がい者スポーツ大会	障害者がスポーツを通じて社会活動への参加を促進するとともに、障害者に対する市民の理解を深めるため開催されます。	毎年５月頃
県障がい者スポーツ大会		毎年９月頃
ふ れ あ い 広 場	様々な立場の人が、人と人との豊かなふれあいを通してお互いに理解しあい、だれもが住みよい「ともに生きる福祉のまち」をつくっていくために開催されます。	毎年秋頃 主催：伊那市社会福祉協議会
伊那市社会福祉大会	福祉、ボランティア関係者等が一堂に会し、市民だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進していくために開催されます。	毎年夏頃 主催：伊那市社会福祉協議会

◆障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根（サンスポート駒ヶ根）

内　　容	サンスポート駒ヶ根は、県障がい者福祉センター「サンアップル」のサテライト施設として、長野県看護大学(駒ヶ根)のプール棟に事務所を置き、南信地域の障害のある方へのスポーツ支援を目的に活動しています。 通年でのプール事業の他、各地域で、サッカーなどのスポーツ教室、卓球やバドミントンなど様々なスポーツが実施できるスポーツクラブ、地域に出向いて行う出張スポーツ・運動教室などを行っています。また各種スポーツ大会、障害の有無に関わらず参加できるイベントも適宜開催しています。 スポーツ、運動を始めたいと思っている方、お気軽にお問合せ下さい。
問い合わせ先	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根（サンスポート駒ヶ根） 長野県看護大学プール棟内　電話：0265-82-2901 メール：ks2sport@mx2.avis.ne.jp

◆体育施設使用料の減免

内　　容	伊那市内の体育施設を利用する時の料金が免除になる施設がありますので、詳しくはお問い合わせください。 ※伊那ニッパツスタジアム、伊那ニッパツ野球場、富士塚スポーツ公園運動場、陸上競技場、センターテニスコート、エレコム・ロジテックアリーナ（伊那市民体育館）、市民プール等
対　象　者	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳の交付を受けている方並びに引率者及び介護人（必要とみとめられる場合）
利 用 方 法	使用日の７日前までに減免申請書を提出してください。
問い合わせ先	スポーツ課　体育施設係　電話：0265-78-4111（内線）2731

１４　選　　挙

◆代理投票及び点字投票

内　　容	各投票所（期日前投票所含む）では、体が不自由などのため投票用紙への記載ができない方に、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。また、目の不自由な方は点字による投票ができます。 各投票所で投票の受付時に申し出てください。
問い合わせ先	伊那市選挙管理委員会事務局　電話:0265-78-4111（内線）2851

◆郵便等による不在者投票（代理記載制度）

内　　容

○郵便等による不在者投票

投票に行くことの困難な身体障害者は、市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、在宅のまま郵便等による不在者投票が認められます。

障害＼等級	該当する障害程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
両下肢	■	■				
体幹	■	■				
移動機能	■	■				
心臓	■		■			
腎臓	■		■			
呼吸器	■		■			
膀胱	■		■			
直腸	■		■			
小腸	■		■			
免疫	■	■	■			
肝臓	■	■	■			

○代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（上図参照）で、かつ、自ら投票の記載をすることができない方（上肢又は視覚の障害の程度が１級の方）は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有するものに限る）により、投票の代理記載ができます。

※上肢、視覚の障害が１級であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（上図参照）でなければ、代理記載による郵便等投票を行うことはできません。

詳しくは、伊那市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先	伊那市選挙管理委員会事務局　電話：0265-78-4111（内線）2851

１５　相談・相談窓口

◆障害者に関わる相談

◇上伊那圏域障がい者総合支援センター（きらりあ）

内　　容	障害のある方が地域で安心して生活ができるよう電話・面接・訪問などにより相談支援を行います。
問い合わせ先	上伊那圏域障がい者総合支援センター　きらりあ 電話：0265-74-5627　FAX：0265-74-8661

◇ふれあい相談センター

内　　容	毎週火・木・金の午前９時から午後４時まで心配ごと相談、福祉よろず相談を行っています。（司法書士による法律相談を予約制にて定例開催しておりますのでお問合せ下さい。）
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会「ふれあい相談センター」　電話：0265-72-8186

◇障がいを理由とする差別に関する相談窓口

内　　容	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、相談窓口を設置しています。
開設日時	平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで
問い合わせ先	障害者差別解消相談窓口 長野県障がい者支援課　専用電話：026-235-7101　FAX：026-234-2369 雇用に関した障害を理由とする差別相談窓口 伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）　電話：0265-73-8609（42#）

◇日常生活自立支援事業・くらしの安心サービス

内　　容	福祉サービスを利用するときに、ご自分で判断することが難しい方などに対し生活支援員がお手伝いします。 内容は福祉サービスの利用援助、福祉サービス利用料の支払い、日常生活に必要な預貯金の出し入れや書類等の預かり、公共料金等の支払いなどです。
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会　権利擁護係　電話：0265-96-8008

◇成年後見制度

内　　容	知的・精神障害者など判断能力が十分でない方の財産管理や契約等の法律行為等について支援するための制度です。本人に身寄りがない場合には、市長による後見等の審判申立てをすることもできます。
問い合わせ先	福祉相談課　相談支援係　電話：0265-78-4111（内線）2360

◇上伊那成年後見センター

内　　容	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方のために、成年後見制度の普及啓発と後見業務の支援を行います。 また、伊那市社会福祉協議会が受任者になり後見業務を行います。
問い合わせ先	一次相談窓口　福祉相談課　相談支援係　電話：0265-78-4111（内線）2360 二次相談窓口　上伊那成年後見センター（伊那市社会福祉協議会内）電話：0265-96-8008

◇伊那市福祉事務所

内　　容	心身障害者の福祉のための総合問い合わせ先です。在宅サービス、施設入所等の相談をしています。 ※高齢者福祉、介護保険に関する問い合わせは、福祉相談課相談支援係へお願いします。
問い合わせ先	伊那市役所　電話：0265-78-4111（代） 社会福祉課　障害者係　【内線 2315～2316】 介護保険係　【内線 2312、2313】 高齢者サービス係　【内線 2312～2313】 子育てサポート課　こども相談係　【0265-72-0999】 母子保健係　【0265-78-9711】 健康推進課　【内線 2333～2338】 福祉相談課　相談支援係　【内線 2353、2360】

◇子ども相談室

内　　容	家庭における適切な児童の養育などのために、各種相談をしています。
問い合わせ先	子育てサポート課　子ども相談係　電話：0265-72-0999

◇諏訪児童相談所・知的障害者更生相談所

内　　容	18 歳未満の子どもに関する専門的な知識・技術を必要とする相談と 18 歳以上の知的障害者に関する相談（療育手帳等）に応じています。
問い合わせ先	長野県諏訪児童相談所・知的障害者更生相談所(諏訪)　電話：0266-52-0056

◇長野県立総合リハビリテーションセンター更生相談室

内　　容	身体障害者の医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、専門的な相談を行っています。
問い合わせ先	長野県立総合リハビリテーションセンター　電話：026-296-3953（代）

◇伊那保健福祉事務所

内　　容	難病患者及びその家族等の病気・療養・生活等に関する相談を行っています。
問い合わせ先	伊那保健福祉事務所　健康づくり支援課　電話：0265-76-6837

◇伊那公共職業安定所

内　　容	職業紹介・職業指導等の業務を行う国の機関です。身体・知的・精神・発達・難病等の障害のある方の職業相談・職業紹介を行っています。
問い合わせ先	伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）電話：0265-73-8609（42#）

◇伊那市社会福祉協議会

内　　容	住民参加と関係者等との協働により、「ふれあい、支えあい、助け合う、お互い様の地域づくり」を推進しています。 業務内容（１）障害者、高齢者、生活困窮者等の福祉に関する事業 （２）地域福祉推進・ボランティア育成・連絡調整事業 （３）伊那市世帯更生資金及び県生活福祉資金貸付事業 （４）ふれあい相談センター等、各種相談支援事業
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会　電話：0265-73-2541

◇ろうあ者相談員

内　　容	きこえないことに関する生活問題を解決するため、手話や筆談などで相談に応じます。 　設置個所　長野県聴覚障がい者情報センター（長野市） 　　(社福)長野県聴覚障害者協会松本事務所（松本市）
問い合わせ先	長野県聴覚障がい者情報センター　電話：026-295-3530 FAX：026-295-3567　メール：info@nagano-choujou.com (社福)長野県聴覚障害者協会　電話：026-295-3612 FAX：026-295-3610　メール：info@33nagano.com

◇伊那市障害者虐待防止センター

内　　容	虐待通報や支援、障害者差別に関する相談に対応します。
問い合わせ先	福祉相談課　相談支援係　電話：0265-78-4111（内線）2360

◇民生児童委員

内　　容	民生委員は児童委員を兼務し、地域における身近な相談相手です。 地域住民と同じ立場で話を聞き、必要に応じた福祉サービスや育児支援サービスなどの相談・助言をし、適切な関係機関へつなげる役割を担っています。 地区担当の民生児童委員を知りたい方は、社会福祉課へお問い合わせください。
問い合わせ先	社会福祉課　総務係　電話：0265-78-4111（内線）2311

１６　主な障害者団体

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
長野県 社会福祉協議会	380-0936	長野市中御所岡田 98-1 長野県長野保健福祉事務所庁舎内	026-228-4244
長野県 身体障害者福祉協会	380-0936	長野市中御所岡田 98-1 長野県長野保健福祉事務所庁舎内	026-228-0317
長野県手をつなぐ育成会	380-0936	長野市中御所岡田 98-1 長野県長野保健福祉事務所庁舎内	026-227-6811
長野県肢体不自由児者 父母の会連合会	380-0936	長野市中御所岡田 98-1 長野県長野保健福祉事務所庁舎内	026-224-2827
長野県 精神保健福祉会連合会	380-0936	長野市中御所岡田 98-1 長野県長野保健福祉事務所庁舎内	026-225-6400
長野県視覚障害者福祉協会	390-0802	松本市旭 2-11-39	0263-32-5632
長野県聴覚障害者協会	381-0008	長野市下駒沢 586	026-295-3612 FAX 026-295-3610
長野県 知的障がい福祉協会	380-0936	長野市中御所岡田 98-1 長野県長野保健福祉事務所庁舎内	026-225-0704
長野県 身体障害者施設協議会	384-0055	小諸市大字柏木 1328 やまびこ園内	0267-23-9515
長野県信鈴会	399-6461	塩尻市宗賀 1813-2	0263-52-8768
日本筋ジストロフィー協会 長野県支部	386-1102	上田市上田原 1205-8	0268-22-6152
長野県障害者の生活と権利を 守る長野県連絡協議会	380-0838	長野市長田町 593 長野県高等学校教育会館	026-264-5256
長野県 障がい者スポーツ協会	381-0008	長野市下駒沢 586	026-295-3661
伊那市 身体障害者福祉協会	396-0111	伊那市美篶 6961	0265-73-4385
伊那市手をつなぐ育成会	396-0023	伊那市山寺 298 番地 1 福祉まちづくりセンター内	0265-72-0945
伊那市 肢体不自由児者父母の会	399-4501	伊那市西箕輪 3946 番地 5	0265-78-5058
NPO 法人子ども・若者サポート はみんぐ	396-0025	伊那市荒井 3500－1 伊那市障害学習センター内	0265-76-7627
長野県障がい者 IT サポートセンター	390-0814	松本市本庄 1-4-10 KOMATSU マンション 1 階	0263-88-2903

１７　問い合わせ先

伊那市役所				代表☎　0265－78－4111 代表FAX 0265－74－1250	伊那市下新田3050
伊那市福祉事務所	健康福祉部	社会福祉課	障害者係	内線　2315～2316 FAX 0265－78－5778	庁舎1階西フロア
			高齢者サービス係	内線　2312～2313 FAX 0265－78－5778	
			介護保険係	内線　2318・2352 FAX 0265－78－5778	
		健康推進課	国保医療係	内線　2341～2344	
			保健係	内線　2333～2338	
			予防係	内線　2331～2332	
			年金係	内線　2226～2227	
		福祉相談課	相談支援係	内線2353・2360	伊那市山寺298－1 福祉まちづくりセンター１階
	こども部	こども政策課	こども政策係	内線　2328～2329	庁舎1階西フロア
			こども育成係	内線　2321～2323	
		子育てサポート課	こども相談係	☎ 0265－72－0999 FAX 0265－72－3666	伊那市山寺298－1 伊那市保健センター内
			母子保健係	☎ 0265－78－9711	
市民生活部		生活環境課	環境衛生係	内線　2213～2215	庁舎1階東フロア
		税務課	市民税係	内線　2235～2239	
			管理納税係	内線　2232～2233	
企画部		企画政策課	企画政策係	内線　2145	庁舎4階フロア
選挙管理委員会事務局				内線　2851	庁舎4階フロア
児童発達支援センター　小鳩園（発達相談）				☎ 0265－72－2576 FAX 0265－72－2573	伊那市山寺1499－7
伊那市立伊那図書館				☎ 0265－73－2222 FAX 0265－76－7122	伊那市荒井3417－2

伊那市社会福祉協議会 代表☎　0265－73－2541 代表FAX　0265－76－7036	地域福祉課	地域福祉係	☎ 0265－73－2544 FAX 0265－98－0363	伊那市山寺298－1
		権利擁護係	☎ 0265－96－8008 FAX 0265－98－0363	
		生活相談係（ふれあい相談センター）	☎ 0265－72－8186 FAX 0265－98－0363	
	業務課	障害者サービス係	☎ 0265－74－7854 FAX 0265－76－7039	
上伊那成年後見センター	一次相談窓口（福祉相談課相談支援係）		☎ 0265－78－4111	内線2360
	二次相談窓口（上伊那成年後見センター）		☎ 0265－96－8008	（社会福祉協議会内）

上伊那圏域障がい者総合支援センター（きらりあ）	☎ 0265－74－5627 FAX 0265－74－8661	南箕輪村6451－1

伊那合同庁舎			代表☎ 0265－78－2111	伊那市荒井3497
伊那保健福祉事務所	健康づくり支援課	予防衛生係	☎ 0265－76－6836 FAX 0265－76－7033	伊那合同庁舎１階
		保健衛生係	☎ 0265－76－6837	
	福祉課	福祉第一係	☎ 0265－76－6811 FAX 0265－76－6513	
南信県税事務所	総務課		☎ 0265－76－6805 FAX 0265－76－6809	伊那合同庁舎２階
長野県住宅供給公社　伊那管理センター			☎ 0265－98－7450 FAX 0265－98－7453	
上伊那地域振興局	商工観光課		☎ 0265－76－6832 FAX 0265－76－6890	伊那合同庁舎３階

伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）	☎ 0265－73－8609（42#） FAX 0265－76－2534	伊那市狐島4098－3
伊那税務署	☎ 0265－72－2171	伊那市西町3545－1
日本年金機構伊那年金事務所	☎ 0265－76－2301	伊那市山寺1499－3
伊那警察署	☎ 0265－72－0110	伊那市中央4680
伊那郵便局	☎ 0570－085－633	伊那市坂下3297

伊那ケーブルテレビジョン	☎ 0265－73－2020 FAX 0265－76－3934	伊那市西町4983－1
上伊那歯科医師会	☎ 0265－72－3834 FAX 0265－73－8507	伊那市西町4922－2
長野県諏訪児童相談所 知的障害者ゆ更生相談所（諏訪）	☎ 0266－52－0056 FAX 0266－52－0057	諏訪市湖南3248－3
長野県立総合リハビリテーションセンター更生相談室	☎ 026－296－3953（代） FAX 026－295－0716	長野市下駒沢618－1
長野県障がい者福祉センター「サンアップル」	☎ 026－295－3111 FAX 026－295－3511	長野市下駒沢586
障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根「サンスポート駒ヶ根」	☎ 0265－82－2901	駒ヶ根市赤穂1694 （長野県看護大学プール棟内）
長野県聴覚障がい者情報センター	☎ 026－295－3530 FAX 026－295－3567	長野市下駒沢586
長野県上田点字図書館	☎ 0268－22－1975 FAX 0268－22－1971	上田市材木町1－2－5
ＮＨＫ長野放送局 営業推進グループ	☎ 026－291－5205	長野市稲葉210－2
有料道路ＥＴＣ割引登録係	☎ 045－477－1233	

伊那養護学校	☎ 0265－72－2895	伊那市西箕輪8274

資　料

１８　資料・障害等級一覧

■　は、第１種身体障害者の範囲
□　は、第２種

身体障害者障害程度等級表

（視覚障害）

１級	２級	３級	４級	５級	６級
視力の良いほうの眼の視力が0.01以下のもの	①　視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの	①　視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの	①　視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの	①　視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
	②　視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	②　視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	②　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの	②　両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの	
	③　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの	③　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの	③　両眼開放視認点数が70点以下のもの	③　両眼中心視野角度が56度以下のもの	
	④　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	④　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		④　両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの	
				⑤　両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	

（聴覚障害・平衡機能障害）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級
聴覚障害		両耳の聴力のレベルがそれぞれ100db以上のもの	両耳の聴力のレベルが90db以上のもの	①　両耳の聴力のレベルが80db以上のもの		①　両耳の聴力のレベルが70db以上のもの
				②　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		②　一側耳の聴力レベルが90db以上他側耳の聴力レベルが50db以上のもの
平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害	

（音声・言語機能・そしゃく機能障害）

１級	２級	３級	４級	５級	６級
		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		

（肢体不自由）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
上肢	①　両上肢の機能を全廃したもの	①　両上肢の機能の著しい障害					
	②　両上肢を手関節以上で欠くもの	②　両上肢のすべての指を欠くもの	①　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	①　両上肢のおや指を欠くもの			
			②　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	②　両上肢のおや指の機能を全廃したもの	①　両上肢のおや指の機能の著しい障害		
		③　一上肢を上腕の 1/2 以上で欠くもの	③　一上肢の機能の著しい障害	③　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	②　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害		①　一上肢の機能の軽度の障害
		④　一上肢の機能を全廃したもの					②　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
			④　一上肢のすべての指を欠くもの	④　一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	③　一上肢のおや指を欠くもの	①　一上肢のおや指の機能の著しい障害	
					④　一上肢のおや指の機能を全廃したもの		
			⑤　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	⑤　一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	⑤　一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害		③　一上肢の手指の機能の軽度の障害
				⑥　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	⑥　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	②　ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	④　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
				⑦　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの		③　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	⑤　一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
				⑧　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害			⑥　一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th><th>7 級</th></tr>
<tr><td rowspan="9">下肢</td><td colspan="2" rowspan="2">① 両下肢の機能を全廃したもの</td><td rowspan="2">① 両下肢の機能の著しい障害</td><td></td><td></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td>① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</td></tr>
<tr><td>② 両下肢を大腿の 1/2 以上で欠くもの</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7"></td><td rowspan="2">② 両下肢の下腿の 1/2 以上で欠くもの</td><td rowspan="2">① 両下肢をショパー関節以上で欠くもの</td><td>① 両下肢のすべての指を欠くもの</td><td>② 一下肢の機能の軽度の障害</td></tr>
<tr><td>② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</td><td rowspan="3">③ 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</td></tr>
<tr><td rowspan="2">② 一下肢を大腿の 1/2 以上で欠くもの</td><td rowspan="2">③ 一下肢を下腿の 1/2 以上で欠くもの</td><td rowspan="3">① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③ 一下肢の機能を全廃したもの</td><td rowspan="2">④ 一下肢の機能の著しい障害</td><td rowspan="2">① 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</td><td>④ 一下肢のすべての指を欠くもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</td><td rowspan="2">⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの</td></tr>
<tr><td>② 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</td><td>② 一下肢の足関節の機能の著しい障害</td></tr>
<tr><td>⑥ 一下肢が健側に比して 10cm 以上又は健側の長さの 1/10 以上短いもの</td><td>③ 一下肢が健側に比して 5cm 以上又は健側の長さの 1/15 以上短いもの</td><td>⑥ 一下肢が健側に比して 3cm 以上又は健側の長さの 1/20 以上短いもの</td></tr>
<tr><td>体幹</td><td colspan="2">体幹の機能障害により座っていることができないもの</td><td>① 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの
②体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの</td><td>体幹の機能障害により歩行が困難なもの</td><td></td><td>体幹の機能の著しい障害</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能障害</td><td>不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの</td><td>不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの</td><td>不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの</td><td>不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの</td><td>不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活動作に支障のあるもの</td><td>不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの</td><td>上肢に不随意運動・失調等を有するもの</td></tr>
<tr><td>移動機能障害</td><td>不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの</td><td>不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの</td><td>不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの</td><td>不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td><td>不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの</td><td>不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの</td><td>下肢に不随意運動・失調等を有するもの</td></tr>
</table>

（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓の機能の障害）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
腎臓機能障害	腎臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		腎臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	腎臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能障害により家庭での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会生活での日常生活活動が著しく制限をされるものを除く）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

備考
1　同一の等級について二つの重複する障害がある場合は１級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2　肢体不自由においては、７級に該当する障害が２以上重複する場合は６級とする。
3　異なる等級について２以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
4　「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5　「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6　上肢又は、下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7　下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

知的障害者の障害の程度

１　知的障害者　障害による療育手帳の区分表

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区　　分</td><td colspan="4">身　体　障　害</td><td rowspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>重　　度
(1,2 級)</td><td>中　　度
(3,4 級)</td><td>軽　　度
(5,6 級)</td><td>なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">知的障害</td><td>重　　度
(IQ35 以下)</td><td colspan="4">A1</td><td rowspan="4">「身体障害」欄の（　）内の数字は、身体障害者福祉法に基づく障害者等級である。</td></tr>
<tr><td>中　　度
(IQ36～IQ50)</td><td colspan="2">A2</td><td colspan="2">B1</td></tr>
<tr><td>軽　　度
(IQ51～IQ75)</td><td colspan="4">B2</td></tr>
</table>

重度とはＡのこと。県により中度を設けている。

２　発達段階の程度の指標　　（厚生省の実態調査〔1975〕における知的障害の程度

段階／年齢	軽　　度	中　　度
5 歳以下	日常会話はどうにかできる。 数の理解は少し遅れている。 運動機能の目立った遅れは見られない。 身のまわりの始末は大体できるが不完全	言語による意思表示はいくらかできる。 数の理解に乏しい。 運動機能の遅れが目立つ。 身の回りの始末は部分的に可能 集団遊びは困難
6 歳～11 歳	普通の学級における学習活動についていくことは難しい。 身辺処理は大体できる。 比較的遠距離でも１人で通学できる。	日常会話はある程度可能。 数の理解が身につき始める。 身辺処理は大体できるが不完全。 ゲーム遊びなどの集団行動はある程度可能
12 歳～17 歳	小学校３～4 年生程度の学力にとどまる。 抽象的思考や合理的判断にかける。 身辺処理は普通児並にできる。 基本的な作業訓練は可能である。	小学校 2～3 年生程度の学力にとどまる。 身辺処理は大体できる。 簡単なゲームの決まりを理解する。 単純な作業に参加できる。
18 歳以上	小学校５～6 年生程度の学力にとどまる。 抽象的思考や合理的判断に乏しい。 事態の変化に適応する能力は弱い。 職業生活はほぼ可能	簡単な読み書きや金銭の計算ならばできる。 適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能 社会的なきまりはある程度理解できる。 単純作業に従事できる。

Ａ１　　重度の知的障害　（IQ35 以下）

Ａ２　　中度の知的障害　（IQ36～IQ50）であって、3 級以上の身体障害を合併しているもの

Ｂ１　　中度の知的障害　（IQ36～IQ50）

Ｂ２　　軽度の知的障害　（IQ51～IQ75）

に関する判定資料）

重　　度	最　重　度
言葉がごく少なく意思表示は身ぶりなどで示す。 ある程度の感情表現はできる。 運動機能の発達の遅れが著しい。 身のまわりの始末はほとんどできない。 集団遊びはできない。	言語不能。 最小限の感情表示（快、不快等） 歩行が不能又はそれに近い。 食事、衣服の着脱などはまったくできない。
言語による意思表示はある程度可能 読み書きの学習は困難である。 数の理解に乏しい。 身近なものの認知や区別はできる。 身辺処理は部分的に可能 身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない。 ごく簡単なお手伝いはできる。	言語は数語のみ。 数はほとんど理解できない。 食事、衣服の着脱など１人ではほとんどできない。 １人遊びが多い。
日常会話はある程度できる。 ひらがなはどうにか読み書きできる。 数量処理は困難 身辺処理は大体できる。 単純作業にある程度従事できる。	会話は困難。 文字の読み書きはほとんどできない。 数の理解はほとんどできない。 身辺処理はほとんど不可能 作業能力はほとんどない。

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

障　害　等　級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
１級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	１　統合失調症によるものにあっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの ２　気分（感情）障害によるものにあっては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの ３　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記１、２に準ずるもの ４　てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度のもの ５　中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの ６　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの ７　発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの ７　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の１～７に準ずるもの	１　調和のとれた適切な食事摂取ができない。 ２　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持ができない。 ３　金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 ４　通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 ５　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 ６　身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 ７　社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 ８　社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記１～８のうちいくつかに該当するもの）

障　害　等　級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
２級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	1　統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2　気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記１、２に準ずるもの 4　てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5　中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6　器質性精神障害によるものあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害いずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7　発達障害によるものにあっては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8　その他の精神神経疾患によるものにあっては、上記の１～７に準ずるもの	1　調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は援助なしにはできない。 3　金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4　通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6　身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7　社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8　社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 （上記１～８のうちいくつかに該当するもの）

障　害　等　級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
３級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	１　統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの ２　気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの ３　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記１、２に準ずるもの ４　てんかんによるものにあっては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの ５　中毒精神病によるものにあっては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるのもの ６　器質性精神障害によるものあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの ７　発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの ８　その他の精神神経疾患によるものにあっては、上記の１～７に準ずるもの	１　調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるがなお援助を必要とする。 ２　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 ３　金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 ４　規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 ５　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 ６　身辺の安全保持や、危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 ７　社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 ８　社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動に参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 （上記１～８のうちいくつかに該当するもの）

出展：精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成７年９月 12 日健医発大 1133 号）

様々な悩みに関する相談窓口

伊那市役所内

相談内容		日時	窓口	相談の詳細について
健康全般	健康相談	月～金 8:30～17:00	伊那市役所健康推進課保健係 ☎78-4111(内線 2335～2338) 高遠町総合支所市民福祉課 保健福祉係　☎94-3696 長谷総合支所市民福祉課 保健福祉係　☎98-1144	各種健(検)診について、からだとこころの相談全般など
妊娠・出産・子育て	妊娠・出産・子育て相談	月～金 8:30～17:00	伊那市保健センター内 子育てサポート課母子保健係 ☎78－9711	保健師による妊娠・出産・子どもの成長発達、子育ての悩みや不安に関する相談、栄養士による離乳食相談
	子育て・教育相談	月～金 8:30～17:00	伊那市保健センター内 子育てサポート課子ども相談室 ☎72－0999	子育ての不安や悩み、教育に関する相談
	子どもの発達に関する相談	月～金 8:30～17:00	児童発達支援センター　小鳩園 ☎72－2576	子どもの発達に関することの相談
こころ	こころの相談	毎月実施、日程はお問い合わせください。	伊那市役所健康推進課保健係 ☎78-4111(内線 2335～2338)	臨床心理士による相談 ※来所相談(要予約)
生活	消費生活相談	月～金 8:30～17:00	伊那市役所生活環境課内消費生活センター ☎96-8165	消費者トラブルに関する相談
女性	女性相談	月～金 8:30～17:00	伊那市保健センター内 子育てサポート課こども相談係 ☎72-0999	家族・夫婦・男女関係など女性の方が抱える生活の中での悩み事

(R7.4 月現在)

長野県　他

相談内容		日時	窓口	相談の詳細について
こころ	精神保健相談	日程は伊那保健福祉事務所へお問い合わせください。	伊那保健福祉事務所 ☎76-6837	精神科医によるこころの悩み、アルコール、ギャンブル、薬物などの依存症、ひきこもり、認知症などに関する相談 来所相談（相談は１時間、要予約）
	心の電話相談	月～金 9:30～16:00	長野県精神保健福祉センター ☎026-217-1680	こころの健康に関する相談、発達障がい、ひきこもり、依存症に関する相談
	こころの健康相談 統一ダイヤル	平日 9:30～16:00 18:30～22:30	☎0570-064-556	「消えてしまいたい」「家族や友人が死にたいと訴える人がいる」「家族が自死してどうしようもない」など自殺に関する相談
	いのちの電話	10:00～22:00	☎0570-783-556（ナビダイヤル）	こころの悩みについての電話相談
		毎日 11:00～22:00	☎0263-88-8776（松本） ☎026-223-4343（長野）	
生活	くらしと健康の相談会	6 月、9 月、12 月、3 月 毎週水曜日 13:30～15:30	伊那保健福祉事務所 ☎76-6837	弁護士による家庭問題、多重債務等の相談と保健師による健康相談 ※来所相談（要予約）
	経済的な困窮	月～金 8:30～17:00	まいさぽ伊那市（伊那市社会福祉協議会 伊那市生活就労支援センター） ☎72-8186	経済的な困窮や就労に関する相談
子育て	長野県児童虐待・DV 24 時間ホットライン	毎日　24時間	長野県こども・家庭課 ☎026-219-2413	子育ての悩みや不安、児童虐待及び DV に関する相談
	予期せぬ妊娠で悩みのある方のための相談窓口 「にんしん SOS ながの」	毎日　24時間	にんしん SOS ながの ☎0120-68-1192 メール相談 ninsinsos@keiroen.or.jp	「妊娠を誰にも言えずに悩んでいる」「病院に行っていない」「出産や入院費用、その後の生活に不安がある」など妊娠に関する相談
女性	女性のための相談	火～土 9:00～16:30	男女共同参画センター「あいとぴあ」 ☎0266-22-8822（専用電話）	家族・夫婦・男女関係など女性の方が抱える生活の中での悩み事
	女性相談センター	月～金 8:30～17:15	長野県女性相談センター ☎026-235-5710	女性の生活上の相談（夫婦、親子、嫁姑、対人関係、就職、住宅等）
	長野県 性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」	毎日　24時間	長野県人権・男女共同参画課 ☎026-235-7123 メール相談※平日に回答します rindou-heart@pref.nagano.lg.jp	性暴力被害の支援に関する相談
男性	男性のための相談	毎週金曜日 （お休みの日があります。） 17:00～19:00	男女共同参画センター「あいとぴあ」 ☎0266-22-7111（専用電話）	家族・夫婦・男女関係など男性の方が抱える生活の中での悩み事

（R6. 2 月現在）

どこに相談したらいいのか分からないとき。どんな悩みにも寄り添います。
➡よりそいホットライン**0120－279－338（毎日 24 時間）**

問合せ先
伊那市役所　健康推進課保健係
電話：78-4111（内線 2336）

障害者のための福祉の手引き

＜編集・発行＞
伊那市福祉事務所　社会福祉課　障害者係
伊那市下新田３０５０番地　伊那市役所内
電話　0265-78-4111　内線 2315、2316
ＦＡＸ　0265-78-5778